

資料編

1. 上位・関連計画等の整理

■南城市の動向（関連条例、上位・関連計画の概要）

No	上位・関連計画	計画期間・目標年次
1	南城市男女共同参画都市宣言	—
2	南城市男女共同参画推進条例	—
3	第2次南城市総合計画	2018（平成30）年度～2027年度
4	南城ちゃーGANJU CITY 創生戦略	平成27年度～平成31年度
5	南城市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度
6	第2次いきいき南城しあわせプラン －南城市地域福祉計画、地域福祉活動計画－	平成27年度～平成31年度
7	福寿の郷 南城－南城市高齢者保健福祉計画－	平成30年度～平成32年度

■国の動向（関連法・計画の概要）

No	法及び上位・関連計画	計画期間・目標年次
1	男女共同参画社会基本法	—
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	—
3	ストーカー行為等の規制等に関する法律	—
4	女性活躍推進法	—
5	ニッポン一億総活躍プラン	—
6	第4次男女共同参画基本計画	基本的な考え方：平成37年度末 施策の基本的方向・具体的な取組：平成32年度末

■沖縄県の動向（関連条例・計画の概要）

No	上位・関連計画	計画期間・目標年次
1	沖縄県男女共同参画推進条例	—
2	第5次沖縄県男女共同参画計画 －DEIGOプラン－	平成29年度～平成33年度
3	沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改訂版）	—

(1) 南城市の動向（関連条例、上位・関連計画の概要）

①南城市男女共同参画都市宣言（平成 29 年 2 月）

互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いその個性と能力を十分に発揮できるように、「男女（ひと）がともに輝き、自然と文化あふれる福寿のまち」をめざし、宣言したものである。

- | |
|--|
| <p>一、私たちは、男女が個人としてともに尊ばれ、認めあい、それぞれの個性を生かし協力し、活力あるまちをめざします。</p> <p>一、私たちは、男女が平等に行政・地域・団体などの意思決定の場に、参画できるまちをめざします。</p> <p>一、私たちは、男女の人権を尊重し、健康で安心して暮らせるまちをめざします。</p> <p>一、私たちは、互いに家庭、職場、地域活動で、男女が対等なパートナーとして能力が発揮できるまちづくりをめざします。</p> <p>一、私たちは、男女が手を取りあい豊かな自然環境を守り、文化・国際交流の輪をひろげ、平和を愛し発信するまちをめざします。</p> |
|--|

②南城市男女共同参画推進条例（平成 28 年 11 月施行）

男女が性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を図ることが重要であるため、男女がともに輝き、自然と文化あふれる福寿のまちをめざし、市、市民等、教育関係者、事業者及び区・自治会が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むことを決意するために制定した条例である。

我が国においては、日本国憲法にすべての国民は個人として尊重され、また法の下に平等であるとうたわれ、男女平等の実現に向けて国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法や国内法令等が整えられてきた。

南城市においては、男女共同参画社会の実現をめざして、「男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」を策定し、男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきた。

南城市は、琉球開びやく神話に登場する神・アマミキヨが上陸して数々の聖地を創ったとされる地で、いにしえから女性たちが地域の繁栄を願って祈りを捧げながら、男女が協働して農漁村地域における発展を担ってきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や社会の慣習等は依然として根強く存在し、多くの課題が残されている。一方、急速に進む少子高齢化、国際化、社会情勢の急激な変化への対応も求められている。

このような状況の中で活力ある社会を築くためには、男女が性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を図ることが重要である。

ここに、私たち南城市民は、男女がともに輝き、自然と文化あふれる福寿のまちをめざし、市、市民等、教育関係者、事業者及び区・自治会が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

【目的】

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民等、教育関係者、事業者及び区・自治会の責務を明らかにするとともに、男女共同参画推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者及び市内で活動する者をいう。
- (4) 教育関係者 市内において、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (5) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (6) 区・自治会 市内において、一定の区域に住所を有する者が自発的に地域活動する団体をいう。

【基本理念】

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、社会のあらゆる分野における男女の活動の自由な選択に対して、できる限

り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動の方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、家族の一員として、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について共に役割を果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的視野をもって行われなければならない。

【市の責務】

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民等、教育関係者、事業者、区・自治会、国、県及び他の地方公共団体と連携し、取り組むものとする。

【市民等の責務】

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【教育関係者の責務】

第6条 教育関係者は、学校教育、社会教育その他の教育の場において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

【事業者の責務】

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を積極的に推進するとともに、職場における活動と家庭及び地域活動が両立して行うことができるよう職場環境の整備に努め、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【区・自治会の責務】

第8条 区・自治会は、地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共に参画する機会を確保するよう努め、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【性別による人権侵害の禁止】

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

- (1) 性別による差別的扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的、精神的、性的、経済的又は言動的に苦痛を与える暴力的行為をいう。）
- (3) セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること、又は相手方の生活環境を害することをいう。）
- (4) その他の性別による人権を侵害する行為

【公衆に表示する情報に関する配慮】

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力等を正当化若しくは助長させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

【男女共同参画行動計画】

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画行動計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画行動計画を策定するに当たっては、市民等、教育関係者、事業

者及び区・自治会の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、男女共同参画行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、男女共同参画行動計画の変更について準用する。

【施策の策定等に当たっての配慮及び積極的改善措置】

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 市は、市の審議会等の委員を委嘱又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

【調査研究】

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

【普及啓発活動】

第14条 市は、男女共同参画の推進に関して、市民等、教育関係者、事業者及び区・自治会の理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

【意見等の対応】

第15条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等、教育関係者、事業者及び区・自治会から書面により意見等を受けたときは、適切な措置を講じなければならない。

【実施状況の公表】

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

【委任】

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

【施行期日】

1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。

【経過措置】

2 この条例の施行の際、現に策定されている「南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」(平成20年3月策定)は、第11条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画行動計画とみなす。

③第2次南城市総合計画（平成30年3月）

本計画は、これまでのまちづくりの成果を活かすとともに、「南城ちゃーGANJU CITY 創生戦略」の内容を踏まえ、今後のまちづくりの指針として策定した計画である。

【指針】

「ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり」

【将来像】

「海と緑と光あふれる南城市」

【目標年度】

2018（平成30）年度～2027年度

【将来人口】

2027年：4.8万人

【5つの基本方針】

- 方針1 ひとが育つ
- 方針2 ひとが活きる
- 方針3 暮らしの質が高まる
- 方針4 地域が元気になる
- 方針5 まちが整う

【施策】

方針1 ひとが育つ

（1）乳幼児の成長

- ①家庭教育の充実
- ②保育環境の充実
- ④保育・教育環境の整備
- ⑥障がい児への支援

（2）児童・生徒・学生の成長

- ①教育環境の整備
- ②学力保障の実現
- ③幼児・児童・生徒の社会性の醸成
- ⑤情報活用能力・国際製豊かな人材の育成
- ⑥子どもと家庭のケア

（3）おとなの成長

- ①協働人材の育成
- ②生涯教育の推進

（4）地域と組織の成長

- ①地域団体への支援
- ②ネットワーク形成

方針2 ひとが活きる

（1）市民の参画

- ②市民活動に対する支援
- ③高齢者の活躍に対する支援
- ④男女共同参画社会の実現

（2）コミュニティの充実

- ①地域活動に対する支援
- ③コミュニティの活性化

（3）平等な社会の実現

- ①平等で公平な社会の実現
- ②社会福祉団体への支援
- ③バリアフリー社会の実現

方針3 暮らしの質が高まる

（1）安心と安全

- ①防災力の向上
- ④消費者の保護

（3）暮らしの充実と豊かさ

- ①医療と健康・福祉の充実
- ③生活のサポート
- ④多様な交流の推進

（4）歴史文化と芸術活動

- ②伝統文化の継承

④南城ちゃーGANJU CITY 創生戦略（平成28年2月）

南城市の総合戦略の策定にあたり、「しごと」「ひと」「まち・コミュニティ」「まち・社会基盤」の4分野で整理し、これまで取り組んできたまちづくりも踏まえつつ、本市の新たな段階へ挑戦するためのアクションプランとしてとりまとめられたものである。

【計画期間】 平成27（2015）年度～平成31（2019）年度

【基本目標】

- 1 地域資源を活用し、自立可能な就労の場を創り出す
- 2 まちに活気を与える出会いと交流を促進するとともに、南城市の魅力を広く発信する
- 3 あらゆる世代が生き生きと暮らせるまちを、コミュニティ全体で支えあう
- 4 安全安心で快適な暮らしが生み出す地域の「誇り」を、市民全員が分かちあう

【具体的な施策重要業績評価指標（KPI）】

- 2 まちに活気を与える出会いと交流を促進するとともに、南城市の魅力を広く発信する
（イ）国内・国際交流の促進
（ウ）教育・文化
- 3 あらゆる世代が生き生きと暮らせるまちを、コミュニティ全体で支えあう
（イ）コミュニティ基盤の強化
（ウ）子育て支援

⑤南城市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）

本計画は、県や圏域の市町村との情報交換、庁内の関係課との意見交換により取り組みの吟味を行ったほか、平成25年より地域の関係者や子育て世帯の代表等で構成される「南城市子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定した計画である。

【計画期間】

平成27（2015）年度～平成31（2019）年度

【基本理念】

- （1）子どもたちの幸福と最大の利益の尊重
- （2）子どもを産み育てやすい環境の実現

【計画の基本目標】

- 基本目標1 教育・保育事業や子育て支援体制の整備
基本目標2 教育・保育事業等における質の確保と向上
基本目標3 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実
基本目標4 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実

【各論】

5章 支援対策 ～子どものため、子育て家庭のための支援対策

5-3 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実

- （1）集い、交流による子育て支援の充実
- （2）相談、情報提供の充実
- （3）母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

5-4 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実

- （1）児童虐待防止対策の充実
- （2）ひとり親家庭の支援の充実
- （3）特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

⑥第2次いきいき南城しあわせプラン（平成27年3月）

本計画は南城市の地域福祉が目指す理念「ゆいまーるのまちづくり」の実現に向けて住民、自治会、社会福祉協議会、福祉関係団体、行政等がそれぞれの役割を明確にするとともに、南城市における地域福祉推進の指針や推進体制について、南城市及び社会福祉協議会が協働して一体的な地域福祉（活動）計画を目的に策定したものである。

【計画期間】

平成27（2015）年度～平成31（2019）年度

【計画の将来像】

「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」

【基本視点】

- 基本視点1 住民参加による福祉のまちの形成
- 基本視点2 当事者本位のサービス提供の推進
- 基本視点3 地域を単位とした主体的な福祉の展開
- 基本視点4 サービスの総合的、体系的な提供

【基本目標】

- 基本目標1 住民をつなぎ・力づける仕組みをつくる
- 基本目標2 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる
- 基本目標3 安心・安全な生活環境を整える仕組みをつくる

【施策の内容】

- 目標1 住民をつなぎ・力づける仕組みをつくる
 - 1-1 住民が参加しやすい環境づくり
 - ①情報発信の強化
 - ②住民参加・交流機会の拡大
 - 1-2 「ゆいまーる」を高める取り組み
 - ①地域や学校での福祉教育の推進
 - ②気軽に集える拠点の推進
 - ③地域活動の活性化支援と福祉人材
- 目標2 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる
 - 2-1 自立につなげる生活支援
 - ①自立のための情報発信の推進
 - ②生活環境のバリアフリー化の促進
 - ③包括的・分野横断的・専門的なケアシステムの構築
 - ④相談サービスの向上
 - 2-2 福祉活動の充実
 - ①民生委員・児童委員活動への支援
 - ②コーディネート機能の強化
- 目標3 安心・安全な生活環境を整える仕組みをつくる
 - 3-1 地域福祉活動のつながり・基盤づくり
 - ①支え合いネットワークの推進
 - ②当事者・福祉関係機関・団体と地域団体・事業所のつながり強化
 - 3-2 安心・安全な地域づくり
 - ①生きがい・健康づくり支援の充実
 - ②防犯・事故防止対策の推進
 - ③防災対策の推進

⑦福寿の郷^{さと} 南城 —南城市高齢者保健福祉計画— (平成30年3月)

本計画は、平成24年3月策定の「南城市高齢者保健福祉計画」の見直しを行い、本市の今後の高齢者福祉施策について総合的に掲げるものとして策定された計画である。

【計画期間】

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

【基本理念】

「福寿の郷^{さと}・南城 元気いっぱいの高齢期を過ごすために」

【施策の展開】

基本目標1 健康な高齢期を迎えるために

- 1) 生活習慣病予防の取り組みとの連携
- 2) 高齢者の健康保持・増進

基本目標2 元気な毎日を送るために(～「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」の推進)

- 1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- 2) 一般介護予防事業の推進

基本目標3 自立生活を支えるために

- 1) 包括的支援事業の推進
- 2) 任意事業の充実
- 3) 市の単独事業の充実
- 4) 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援
- 5) 地域密着型サービスの充実

基本目標4 認知症への対応を強化するために

- 1) 認知症予防対策の推進
- 2) 認知症の早期診断早期対応に向けた支援体制の構築
- 3) 認知症支援ネットワークづくり
- 4) 認知症家族介護者への支援
- 5) 認知症の方とその家族の居場所づくり
- 6) 認知症サポーターの養成
- 7) 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実

基本目標5 支え合いの地域づくり

- 1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- 2) 地域支え合い支援事業の推進
- 3) ボランティア活動の推進
- 4) 福祉教育の推進

基本目標6 生きがいのある生活のために

- 1) スポーツ、文化・生涯学習活動の充実
- 2) ふれあい、交流等の推進
- 3) 就労の支援推進
- 4) その他の生きがいづくりの推進

基本目標7 安心と安全の生活環境のために

- 1) 防犯・防災対策の充実
- 2) 建物や道路、住宅等の環境整備の推進

(2) 国の動向（関連法・計画の概要）

①男女共同参画社会基本法（平成11年6月）

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布、施行され、基本法では男女共同参画社会を形成するための5本の柱（基本理念）を掲げている。また、その柱に基づき行政（国や地方公共団体）と国民それぞれが果たさなくてはならない役割（債務、基本的施策）が定められている。

○基本理念－男女共同参画社会をつくっていくための5本の柱

1. 男女の人権の尊重（法第3条）

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮（法第4条）

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画（法第5条）

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立（法第6条）

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

5. 国際的協調（法第7条）

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

○国の責務（法第8条）

- ・基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

○地方公共団体の責務（法第9条）

- ・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- ・地域の特徴を活かした施策の展開

○国民の責務（法第10条）

- ・男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月に制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

【目的】

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。

【定義】「配偶者からの暴力」

「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含む。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含む。

「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。なお、保護命令に関する規定については、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみを対象としているほか、身体に対する暴力のみを対象としている規定もある。

生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除く。）からの暴力について、この法律を準用することとされている。また、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含む。

【国及び地方公共団体の責務】

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

国は、施策に関する基本方針を定める。地方公共団体は、基本計画を定める（県は義務、市町村は、努力義務）。

【基本的な方針】

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

基本的な考え方：配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1 配偶者暴力相談センター | 2 婦人相談員 |
| 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等 | 4 被害者からの相談等 |
| 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等 | |
| 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等 | |
| 7 被害者の自立の支援 | 8 保護命令制度の利用等 |
| 9 関連機関の連携協力等 | |
| 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発 | |
| 11 苦情の適切かつ迅速な処理 | 12 教育啓発 |
| 13 調査研究の推進等 | 14 民間団体に対する援助等 |

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価
- 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

③ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年 5 月）

ストーカー規制法は、平成 12 年の施行以来、被害の未然防止や拡大防止に大きな役割を果たしてきた。しかし、近年、規制の対象とされていなかった行為を敢行した後に被害者を殺害する事案の発生や、平成 24 年中の認知件数が 19,920 件とストーカー規制法施行後最多となっていた。このような実情や、事案の発生により明らかとなった問題点等を踏まえ、平成 25 年 6 月 26 日、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正が行われたが、平成 26 年中の認知件数は 22,823 件と最多を更新し、平成 28 年 12 月 14 日にストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正が行われた。

【目的】

ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、被害者等に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資すること。

●つきまとい等

定義：「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又は配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の行為を行うこと。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) つきまとい・待ち伏せ・押し掛け等 | (2) 監視していると告げる行為等 |
| (3) 面会・交際の要求等 | (4) 乱暴な言動等 |
| (5) 無言電話等 | (6) 汚物などの送付等 |
| (7) 名誉を害する事項を告げる行為等 | (8) 性的羞恥心を害する事項を告げること等 |

●ストーカー行為

定義：「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと。

●警察本部長等の援助

警察本部長等は、ストーカー行為等を受けている人から援助を受けたい旨の申し出があれば、自衛策の教示など必要な援助を行うこととなっている。

【改正の内容】（平成 25 年 6 月）

1. 電子メールを送信する行為の規制
2. 禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大
3. 被害者の関与の強化 等

④女性活躍推進法（平成 27 年 8 月）

平成 27 年 8 月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国、地方公共団体、常時雇用する労働者が 301 人以上の民間企業等）に義務づけられた。

【目的】

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

【基本原則】

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

○基本方針等の策定

- ・国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- ・地方公共団体（都道府県、市町村）は、基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

○事業主行動計画の策定等

- ・国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- ・国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。（労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務）

・女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析

【参考】状況把握する事項：①女性採用比率、②勤続年数男女差、③労働時間の状況、
④女性管理職比率等

- ・上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）

○その他

- ・平成 27 年 9 月 4 日施行
- ・10 年間の時限立法

⑤ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

本プランは、我が国の経済成長の隘路^{あいろ}の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むものである。日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの三本の矢の経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くする、そのような新たな経済社会システムづくりに挑戦していくものである。

【基本の方向性】

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示
2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向
3. 「希望出生率 1.8」に向けた取組の方向
4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向
5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向
6. 10 年先の未来を見据えたロードマップ

2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向

（同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善）

我が国の非正規雇用労働者については、例えば、女性では、結婚・子育てなどもあり、30 代半ば以降、自ら非正規雇用を選択している人が多いことが労働力調査から確認できる。再チャレンジ可能な社会をつくるためにも、正規か、非正規かといった雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保する。そして、同一労働同一賃金の実現に踏み込む。

同一労働同一賃金の実現に向けて、我が国の雇用慣行には十分に留意しつつ、躊躇なく法改正の準備を進める。労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の的確な運用を図るため、どのような待遇差が合理的であるかまたは不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定する。

3. 「希望出生率 1.8」に向けた取組の方向

（3）女性活躍

女性の活躍は、一億総活躍の中核である。ポテンシャルを秘めている女性が我が国には数多くおり、一人ひとりの女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを加速することが重要である。

子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業への働きかけを行う。また、大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を図るとともに、マザーズハローワーク事業について、拠点数の拡充及びニーズを踏まえた機能強化を図る。さらに、本年 4 月から全面施行された女性活躍推進法に基づき、企業における女性活躍のための行動計画の策定・情報公表などを推進する。総合評価落札方式等による国の調達において、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを加点項目に設定する。

多様な正社員、テレワークの普及など女性が働きやすい環境整備、いわゆるセクハラ・マタハラを防止に向けた取組等を推進する。また、男性の家事・育児・介護等への主体的参画を促進する。ひとり親が就職に有利な看護師等の資格を取得できるよう、貸付・給付金事業を推進する。

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

（1）介護の環境整備（介護人材確保のための総合的な対策）

「介護離職ゼロ」の実現に向けて、昨年末の緊急対策において、介護の受け皿を 38 万人分以上から 50 万人分以上へ拡大することなどを盛り込んだ。介護人材の処遇については、競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成 29 年度(2017 年度)からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均 1 万円相当の改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。なお、障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って予算編成過程で検討する。

多様な介護人材の確保・育成に向けて、介護福祉士を目指す学生に返済を免除する月 5

万円の修学資金貸付制度や、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度の更なる充実、高齢人材の活用等を図る。また、介護ロボットの活用促進や ICT 等を活用した生産性向上の推進、行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む。さらに、改正介護休業制度の着実な実施や、介護休業の取得促進に関する周知・啓発の強化を行うなど、仕事と介護の両立が可能な働き方の普及を促進する。

このように、介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として25万人の介護人材の確保に総合的に取り組む。

なお、経済連携協定(EPA)に基づく専門的介護人材の活用を着実に進めるとともに、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の成立後、これらの仕組みに基づく外国人材の受入れについて、それぞれの制度趣旨に沿って積極的に進めていく。また、経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。

⑥第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日）

「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、政府が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成12年に策定したものであり、その推進を図ってきた。

その後、平成17年に策定した第2次基本計画、平成22年に策定した第3次基本計画を経て、平成27年に、これまでの取り組みを評価・統括し、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとして「第4次男女共同参画基本計画」の策定を行った。

【第1部 基本的な方針】

■目指すべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

■第4次計画において改めて強調している視点

- ①あらゆる分野における女性の活躍
 - ・女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
 - ・あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。
- ②安全・安心な暮らしの実現
 - ・非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
 - ・女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。
- ③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
 - ・東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
 - ・国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。
- ④推進体制の整備・強化
 - ・地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

■政策領域目標一覧（関連部分抜粋）

◆Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍（第1～5分野）

項目	現状	成果目標（期限）
地方公務員の女性登用		
市町村の本庁課長相当職に占める女性の割合	14.5% （平成27年）	20% （平成32年度末）
市町村の本庁係長相当職に占める女性の割合	31.6% （平成27年）	35% （平成32年度末）
25歳から44歳までの女性の就業率	70.8% （平成26年）	77% （平成32年）
男性の育児休業取得率（地方公務員）	1.5% （平成25年度）	13% （平成32年）

◆Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現（第6～8分野）

項目	現状	成果目標（期限）
健康寿命（男女別）	男性：71.19歳 女性：74.21歳 （平成25年）	健康寿命を1歳以上延伸 男性：70.42歳→71.42歳 女性：73.62歳→74.62歳 （平成22年→平成32年）

◆Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備（第9～12）分野

項目	現状	成果目標（期限）
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：66.3% 女性：61.3% （平成24年）	男女とも100% （平成32年）

【第2部 施策の基本的方向と具体的な取組】

Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

- 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- 第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

- 第6分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

Ⅳ 推進体制の整備・強化

(3) 沖縄県の動向（関連条例・計画の概要）

①沖縄県男女共同参画推進条例（平成15年3月）

沖縄県においては、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に、2003（平成15）年に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定した。

【目的】

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

3 セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により当該者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

【基本理念】

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有しているこ

とを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

【県の責務】

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

【県民の責務】

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【事業者の責務】

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

【男女の人権侵害の禁止】

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

【公衆に表示する情報に関する配慮】

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

【男女共同参画計画】

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「沖縄県男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な基本方向及び目標
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、沖縄県男女共同参画計画を定めるに当たっては、沖縄県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、沖縄県男女共同参画計画の変更について準用する。

【施策の策定等に当たっての配慮】

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

【基本理念の普及啓発】

第11条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の実施及び普及啓発に努めるものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

【調査研究】

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

第13条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認められる場合は、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査を行うものとする。

【市町村との協力】

第14条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うとともに、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

【県民等に対する支援】

第15条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するため、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

【男女間の暴力の防止】

第16条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するため、啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

【苦情等の相談】

第17条 知事は、男女共同参画の推進に関し、県民又は事業者から、苦情又は申出があった場合は、相談に応じるものとする。

【男女共同参画の状況等の公表】

第18条 知事は、毎年度、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3章 沖縄県男女共同参画審議会

【設置及び権限】

第19条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

【組織等】

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

【規則への委任】

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

②第5次沖縄県男女共同参画計画 -DEIGO プラン- (平成29年3月)

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条及び沖縄県男女共同参画条例第4条に基づき、沖縄県の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画である。

第5次計画においては、新たに女性活躍推進法に基づく推進計画としての性格及び具体施策や、沖縄県において大きな課題となっている生活困窮者への支援や貧困対策等が位置付けられた。

<計画の基本方向>

『全ての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す』

<計画の期間>

平成29(2017)年度から平成33(2021)年度までの5年間。

<計画の内容>

目標1 家庭における男女共同参画の実現

- 施策1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発
- 施策1-2 育児及び介護を支える環境づくり
- 施策1-3 配偶者等からの暴力(DV)の根絶
- 施策1-4 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

目標2 職場における男女共同参画の実現

- 施策2-1 多様な就業を可能にする環境の整備
- 施策2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 施策2-3 農林漁業における男女共同参画の推進
- 施策2-4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- 施策2-5 女性の活躍を推進するための企業に対する支援

目標3 地域における男女共同参画の実現

- 施策3-1 地域活動を推進するための連携・協働
- 施策3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
- 施策3-3 市町村における男女共同参画の推進

目標4 社会全体における男女共同参画の実現

- 施策4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進
- 施策4-2 男女共同参画に関する意識啓発の推進
- 施策4-3 次世代に向けた意識啓発及び教育の推進
- 施策4-4 男女間における暴力の根絶

③沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改訂版）（平成22年1月）

本計画は、平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成16年及び平成19年に改正）等を受け、法第2条の3第1項に基づき県の責務として策定された「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成18年3月）の改訂版である。本計画に、市町村基本計画の策定についても努力義務として明記されている。

<計画の基本理念>

【配偶者からの暴力を許さない社会づくり】

<計画の位置付け>

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」の基本方向Ⅱ「男女の人権の尊重」中の目標3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

<施策の内容>

基本目標1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

- (1) 人権教育・啓発活動の推進
- (2) 地域における活動
- (3) 加害者対策への取組

基本目標2 被害者の保護のための体制整備

- (1) 発見・通報
- (2) 相談体制・対応の充実
- (3) 一時保護体制・対応の充実
- (4) 一時保護退所後の施設における保護
- (5) 医学的・心理的支援
- (6) 外国人、障害者、高齢者等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助

基本目標3 被害者の自立を支援する環境整備

- (1) 住宅確保に関する支援の充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 就業に向けた支援
- (4) 子育て支援
- (5) 児童の就学についての支援
- (6) 国民年金の加入手続き等における支援
- (7) 医療保険の加入手続き等における支援
- (8) プライバシーの保護
- (9) 法的支援、司法手続きに関する支援

基本目標4 関係施策の推進体制の強化と民間団体との協働

- (1) 施策調整機能の強化
- (2) 職務関係者の資質向上
- (3) 民間団体との協働
- (4) 苦情の適切かつ迅速な処理

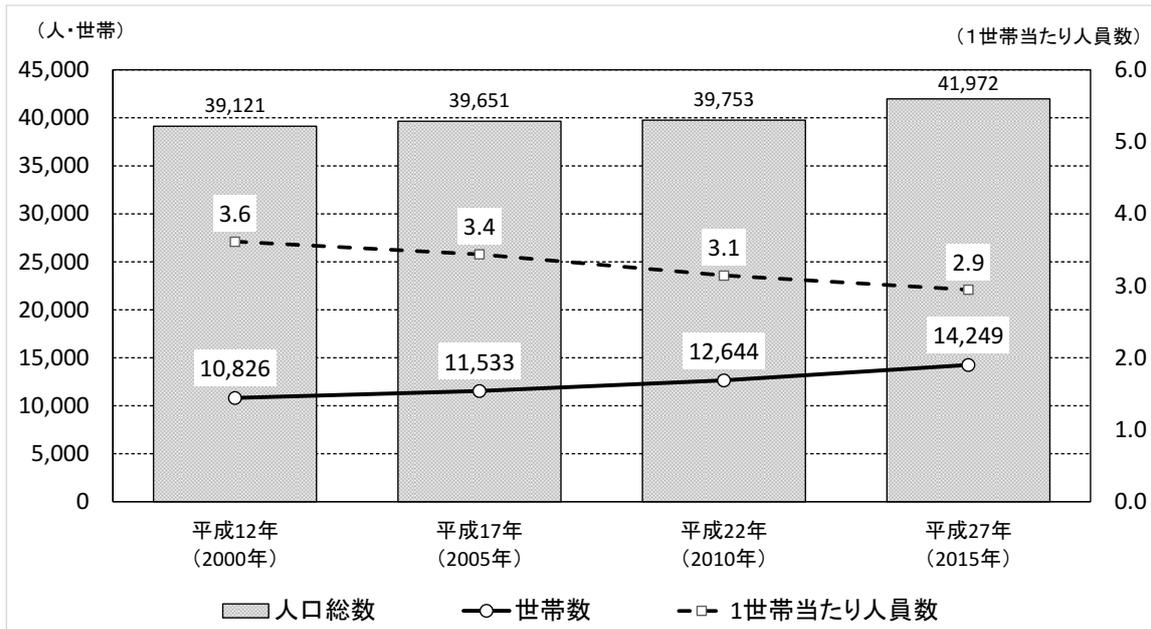
2. 南城市の概況

(1) 人口・世帯の推移

南城市の人口・世帯数をみると、平成27年現在の人口は41,972人、世帯数は14,249世帯で、1世帯当たり人員数は2.9人となっています。

平成12年以降の推移をみると、人口及び世帯数は年々増加傾向にありますが、1世帯当たり人員数は年々減少しています。

■人口・世帯数の推移



(単位: 人、世帯)

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
人口総数	39,121	39,651	39,753	41,972
人口増加率	-	1.4%	0.3%	5.6%
世帯数	10,826	11,533	12,644	14,249
世帯増加率	-	6.5%	9.6%	12.7%
1世帯当たり人員数	3.6	3.4	3.1	2.9

資料：国勢調査

■性別年齢3階層別人口 (平成27年度)

	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		高齢人口 (65歳以上)		総数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
人口(人)	3,611	3,451	13,116	12,054	4,443	5,297	21,194	20,822
構成比(%)	51.1%	48.9%	52.1%	47.9%	45.6%	54.4%	50.4%	49.6%

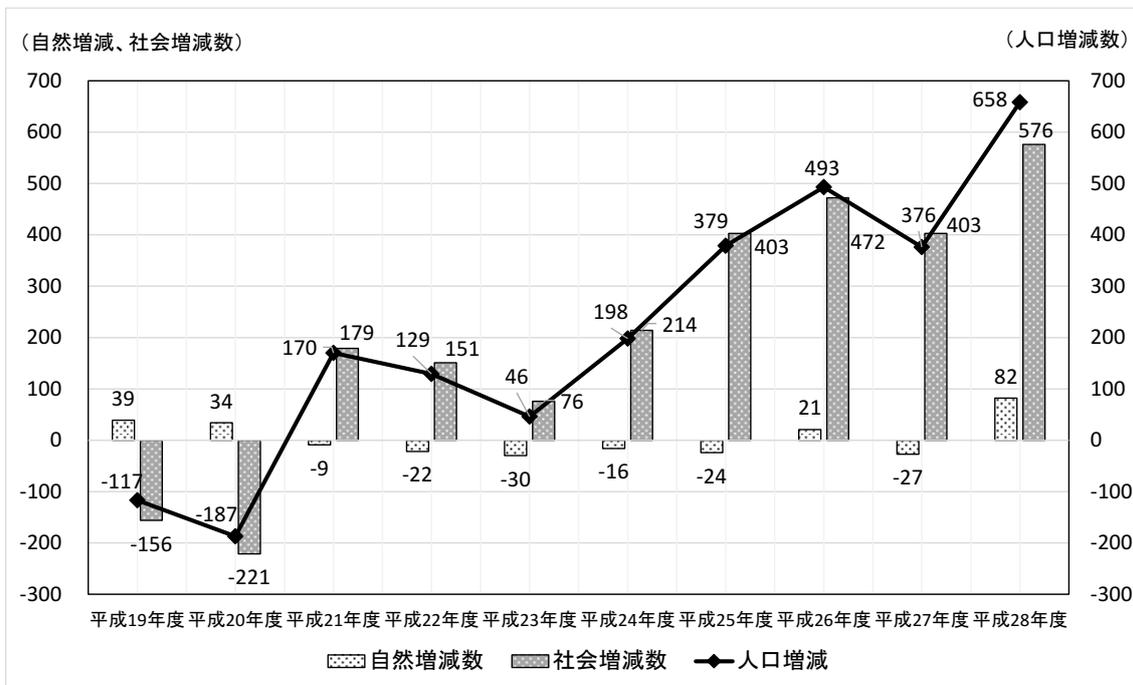
※総数は外国人含む。

資料：国勢調査

(2) 人口動態

人口増減をみると、増減しながらも、平成19年以降は人口増加が続いています。また、社会動態は平成21年以降、増加が続いており、自然動態はマイナスの年度が多くみられることから、人口増加の要因は社会増による影響ということがうかがえます。

■人口増減の推移



(単位:人)

	自然動態			社会動態			人口増加数
	出生者数	死亡者数	自然増減数	転入者数	転出者数	社会増減数	
平成19年度	346	307	39	1734	1890	-156	-117
平成20年度	370	336	34	1699	1920	-221	-187
平成21年度	332	341	-9	1919	1740	179	170
平成22年度	357	379	-22	1850	1699	151	129
平成23年度	356	386	-30	1756	1680	76	46
平成24年度	374	390	-16	1882	1668	214	198
平成25年度	360	384	-24	2134	1731	403	379
平成26年度	384	363	21	2159	1687	472	493
平成27年度	380	407	-27	1994	1591	403	376
平成28年度	477	395	82	2314	1738	576	658

※平成25年以降は外国人数も含む。

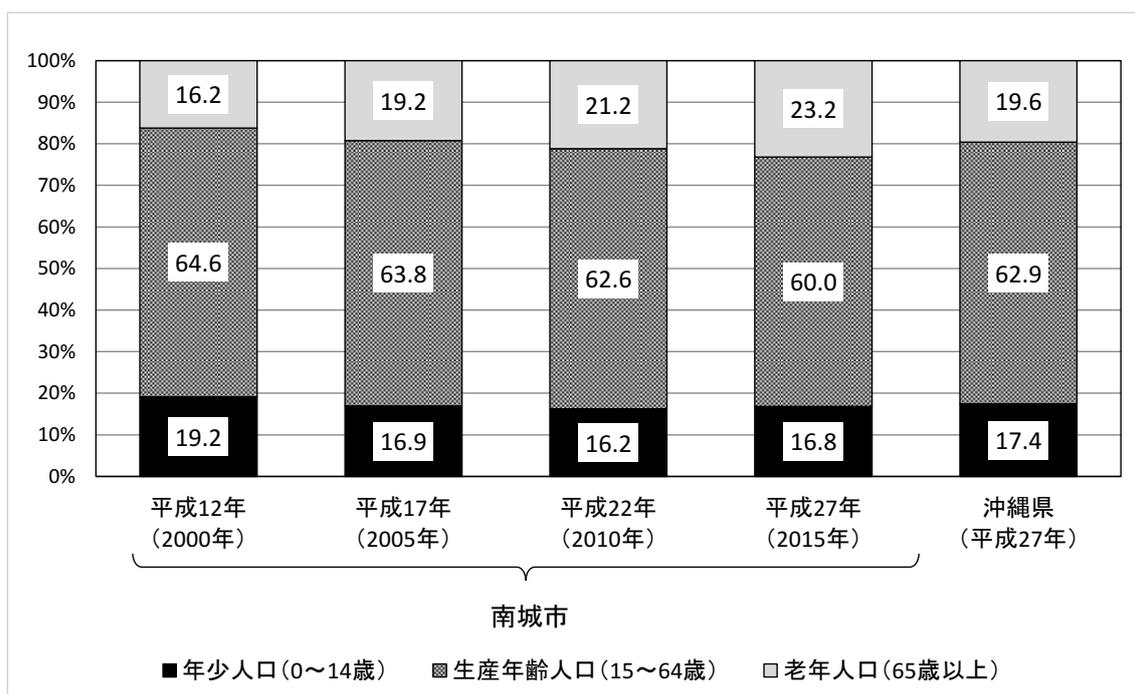
資料：住民基本台帳

(3) 年齢3階層別人口

平成27年の年齢3階層別人口をみると、年少人口（0～14歳）が7,062人（16.8%）、生産年齢人口（15～64歳）が25,170人（60.0%）、老年人口（65歳以上）が9,740人（23.2%）となっています。生産年齢人口の割合は緩やかな減少がみられる一方で、老年人口は年々増加傾向になっています。年少人口は平成22年までは減少傾向にありましたが、平成27年には増加に転じています。

沖縄県と比較すると、年少人口と生産年齢人口の割合は若干少ない状況ですが、老年人口が3.6%高い状況となっています。

■年齢3階層別人口の推移



(単位: 人、%)

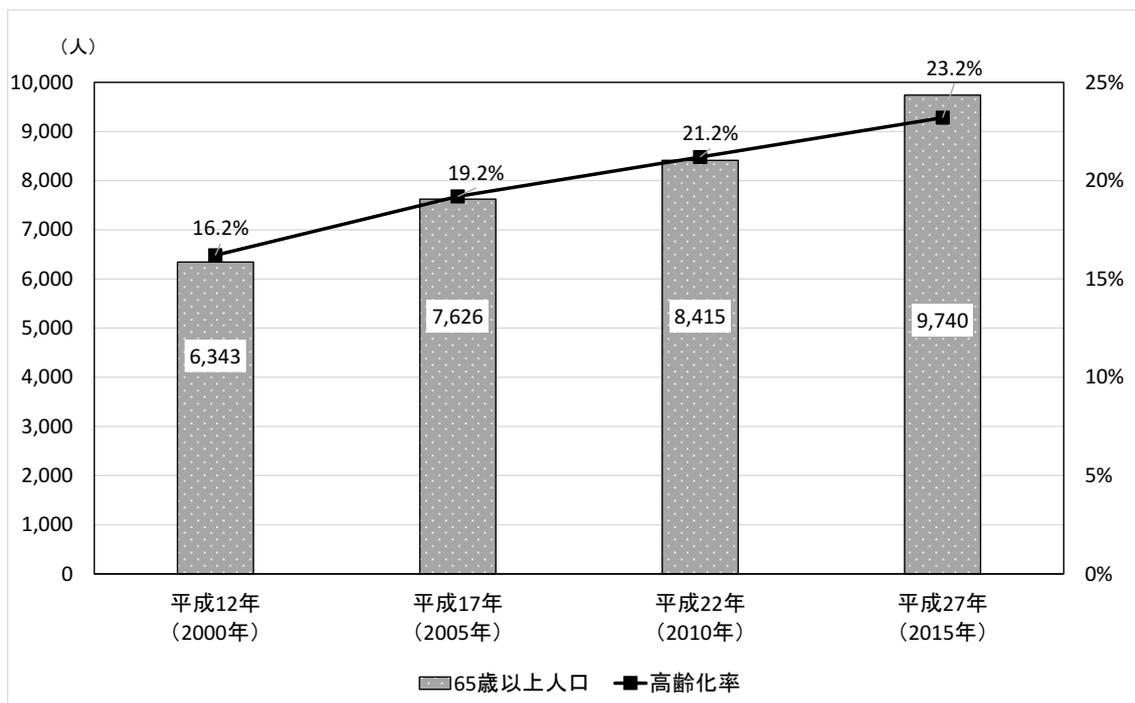
	平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		沖縄県 (平成27年)	
	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合
年少人口(0～14歳)	7,500	19.2	6,709	16.9	6,459	16.2	7,062	16.8	247,206	17.4
生産年齢人口(15～64歳)	25,278	64.6	25,316	63.8	24,879	62.6	25,170	60.0	892,109	62.9
老年人口(65歳以上)	6,343	16.2	7,626	19.2	8,415	21.2	9,740	23.2	278,337	19.6
計	39,121	100.0	39,651	100.0	39,753	100.0	41,972	100.0	1,417,652	100.0

資料：国勢調査

(4) 高齢化の状況

平成 27 年の南城市の高齢者人口（65 歳以上人口）は 9,740 人で平成 12 年（6,343 人）から率にして 53.5%増加しています。これに伴い、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）も平成 12 年は 16.2%だったものが平成 27 年は 23.2%まで増加し、15 年間で 7.0 ポイントの増加となっており、着実に高齢化が進展しています。

■ 65 歳以上人口と高齢化率の推移



資料：国勢調査

また、南城市では一人暮らしの高齢者も増加しています。平成7年では高齢者単身世帯が549世帯だったものが、平成27年には1,321世帯まで増加し、この20年間で率にして140.6%も増加しています。また、沖縄県はこの20年で147.3%の増加となっていることから、南城市の高齢者の単身世帯の増加率は沖縄県と比較すると、若干低くなっています。

高齢者の単身世帯の割合をみると、沖縄県はこの20年間で4.0ポイント増加していますが、南城市は3.7ポイントの増加と県平均よりも若干低くなっています。

■南城市と沖縄県における高齢者の単身世帯の推移

単位：世帯、%

	南城市			沖縄県		
	一般世帯	単身世帯	単身世帯の割合	一般世帯	単身世帯	単身世帯の割合
平成7年	9,806	549	5.6	403,060	20,914	5.2
平成12年	10,826	653	6.0	440,095	27,392	6.2
平成17年	11,533	765	6.6	486,981	34,587	7.1
平成22年	12,644	1,011	8.0	519,184	40,390	7.8
平成27年	14,249	1,321	9.3	559,215	51,710	9.2

資料：国勢調査

夫と妻のどちらかが65歳以上である高齢夫婦世帯も増加しています。平成7年は510世帯だったものが平成27年には1,240世帯となり、この20年間で730世帯増加し、率にして143.1%の増加となっています。沖縄県全体と比較すると、沖縄県全体では131.7%増加していることより、県平均よりも高齢者夫婦の増加率は高くなっています。

また、高齢夫婦世帯の割合をみると、南城市ではこの20年間で3.5%増加しており、沖縄県の2.9%増加と比較すると高齢者夫婦世帯の割合は高い状況です。

■南城市と沖縄県における高齢者夫婦世帯の推移

単位：世帯、%

	南城市			沖縄県		
	一般世帯	高齢夫婦世帯	高齢夫婦世帯の割合	一般世帯	高齢夫婦世帯	高齢夫婦世帯の割合
平成7年	9,806	510	5.2	403,060	17,696	4.4
平成12年	10,826	703	6.5	440,095	23,733	5.4
平成17年	11,533	907	7.9	486,981	29,504	6.1
平成22年	12,644	1,004	7.9	519,184	33,797	6.5
平成27年	14,249	1,240	8.7	559,215	41,009	7.3

資料：国勢調査

(5) 少子化の状況

南城市の出生率（人口千対）をみると、平成17年は8.2だったものが平成27年には11.2まで増加しており、特に平成26年から平成27年にかけて2ポイントほど増加しています。これまで、沖縄県の出生率を下回っていましたが、その差がわずか0.5ポイントとなっています。

■南城市と沖縄県における人口1,000人あたりの出生率の推移

	南城市	沖縄県
平成17年	8.2	11.9
平成18年	8.3	11.9
平成19年	9.4	12.0
平成20年	8.0	12.0
平成21年	9.0	12.0
平成22年	8.7	12.2
平成23年	8.9	12.0
平成24年	8.8	12.0
平成25年	9.4	12.0
平成26年	9.1	11.3
平成27年	11.2	11.7

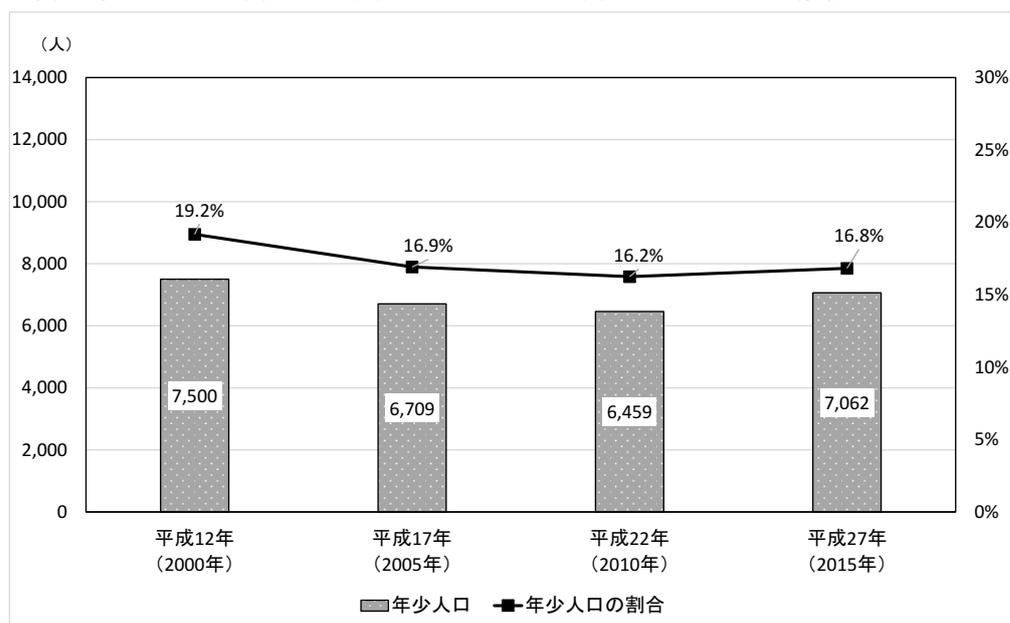
※出生率＝年間出生数/その年の人口×1000

資料：衛生統計年報（人口動態編）

南城市の年少人口（0～14歳）を平成12年と平成27年で比較すると、438人（約6.0%）減少しています。また、平成22年まで減少傾向となっていますが、その後、平成27年には増加し、約7,000人となっています。

年少人口の割合を平成12年と平成27年で比較すると、2.4%減少していますが、平成22年と比較すると0.6%増加しています。

■南城市における年少人口と総人口に占める年少人口の割合の推移

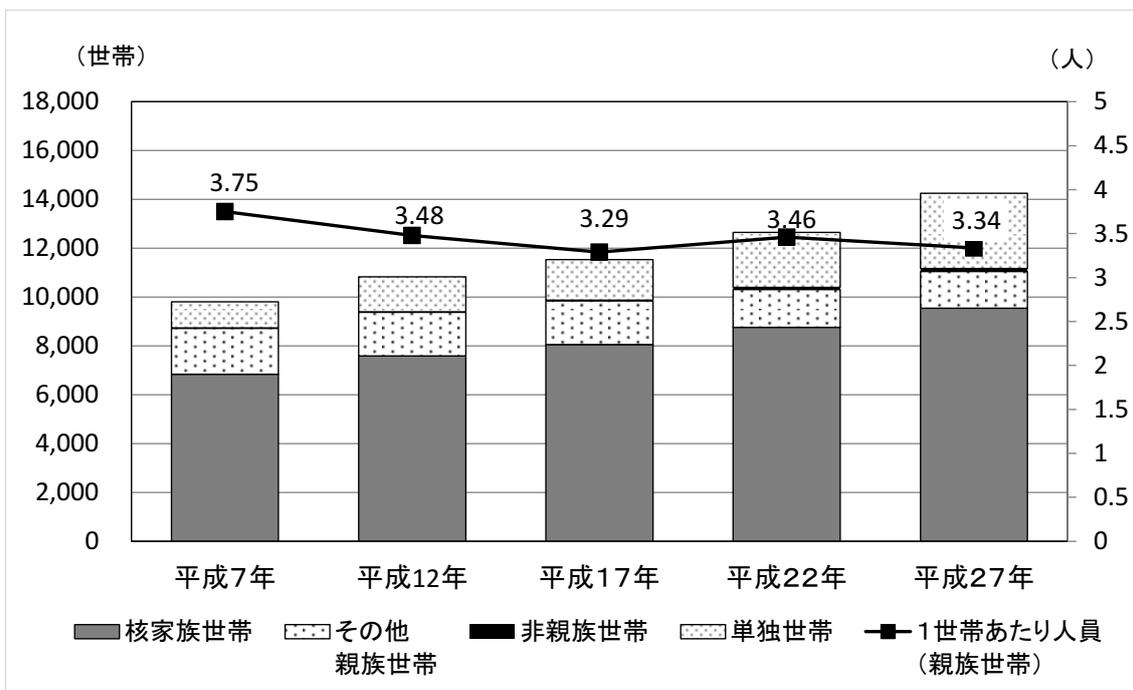


資料：国勢調査

(6) 1世帯あたりの人員の状況

南城市では平成7年以降、単独世帯が増加し、1世帯あたり人員も減少しています。平成7年と平成27年を比較すると、核家族世帯は39.5%、単独世帯で187.6%の増加をみせています。1世帯あたり人員(親族世帯)について平成7年と平成27年を比較すると、20年間で0.41人低下している状況です。

■南城市における家族類型別世帯と1世帯あたりの人員の推移



単位:世帯、%

	一般世帯	親族家族			非親族世帯	単独世帯	1世帯あたり人員(親族世帯)
		親族家族	核家族世帯	その他親族世帯			
平成7年	9,806	8,720	6,842	1,878	16	1,070	3.75
平成12年	10,826	9,370	7,592	1,778	23	1,431	3.48
平成17年	11,533	9,844	8,052	1,792	28	1,661	3.29
平成22年	12,644	10,307	8,764	1,543	90	2,245	3.46
平成27年	14,249	11,049	9,547	1,502	120	3,077	3.34

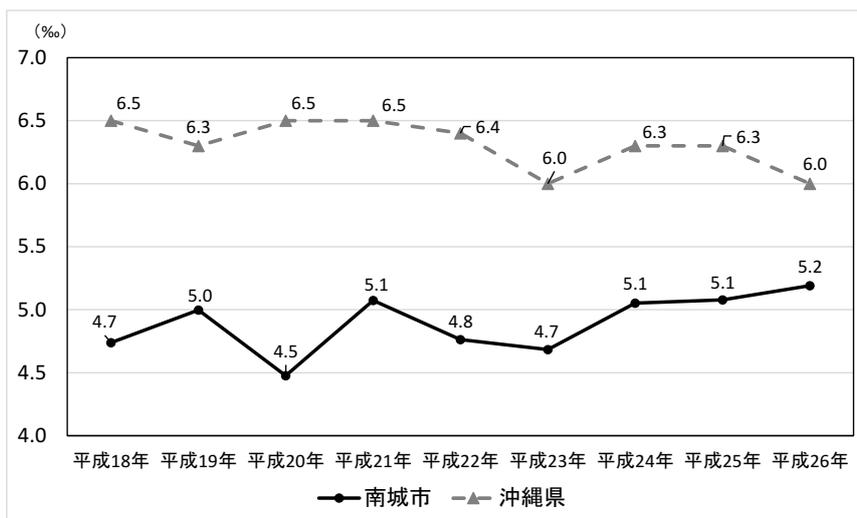
資料: 国勢調査

(7) 婚姻および離婚の状況

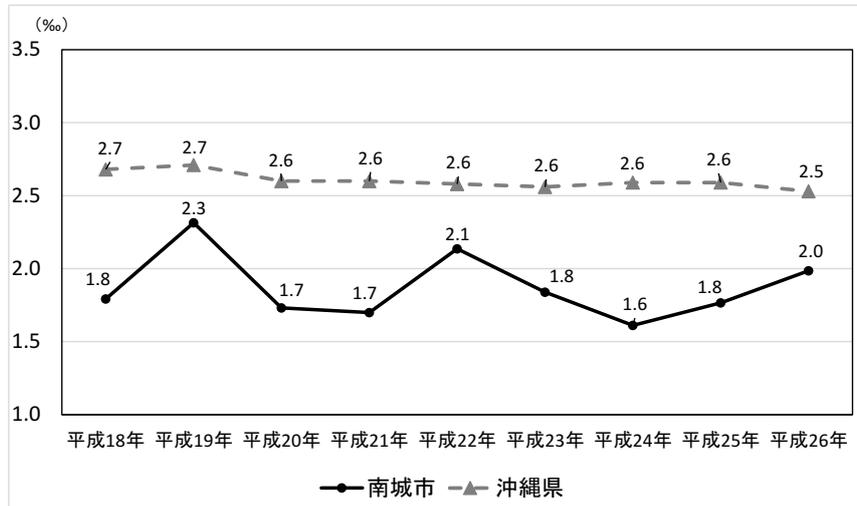
平成26年の南城市の婚姻件数は217件で、婚姻率(人口千対)を沖縄県と比較すると、沖縄県が6.0、南城市が5.2となっているため、県平均よりも低い状況がうかがえます。

離婚件数をみると、平成26年は83件で離婚率(人口千対)は2.0となっています。離婚件数は平成22年から平成24年にかけて減少傾向となっていました。平成25年以降は増加に転じています。

■婚姻率の推移



■離婚率の推移



■南城市の婚姻及び離婚状況の推移

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
婚姻	南城市	婚姻件数	193	203	181	206	194	191	207	210	217	222
		婚姻率	4.7	5.0	4.5	5.1	4.8	4.7	5.1	5.1	5.2	5.3
	沖縄県	婚姻率	6.5	6.3	6.5	6.5	6.4	6.0	6.3	6.3	6.0	...
離婚	南城市	離婚件数	73	94	70	69	87	75	66	73	83	97
		離婚率	1.8	2.3	1.7	1.7	2.1	1.8	1.6	1.8	2.0	2.3
	沖縄県	離婚率	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	...

※婚姻率(単位:‰) = 年間婚姻届出件数/全体人口×1000

※離婚率(単位:‰) = 年間離婚届出件数/全体人口×1000

資料: 沖縄県人口動態統計

(8) ひとり親世帯

平成 27 年の国勢調査における一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は 2.6%、18 歳未満世帯員のいる一般世帯に対して、8.8%となっています。

18 歳未満世帯員のいる一般世帯に対する割合で見ると、県平均 (9.6%) や県内市部 (9.7%) よりも若干低くなっています。

■ひとり親世帯数

	沖縄県		沖縄県 市部		那覇市		宜野湾市		浦添市	
18歳未満世帯員のいる一般世帯数	155,174	100.0%	121,105	100.0%	32,809	100.0%	10,962	100.0%	13,489	100.0%
ひとり親世帯総数	14,935	9.6%	11,699	9.7%	3,054	9.3%	1,012	9.2%	1,268	9.4%
母子世帯	13,360	8.6%	10,509	8.7%	2,778	8.5%	932	8.5%	1,160	8.6%
父子世帯	1,575	1.0%	1,190	1.0%	276	0.8%	80	0.7%	108	0.8%

	糸満市		沖縄市		豊見城市		うるま市		南城市	
18歳未満世帯員のいる一般世帯数	6,414	100.0%	16,081	100.0%	7,459	100.0%	12,776	100.0%	4,140	100.0%
ひとり親世帯総数	588	9.2%	1,567	9.7%	518	6.9%	1,294	10.1%	366	8.8%
母子世帯	508	7.9%	1,432	8.9%	477	6.4%	1,129	8.8%	316	7.6%
父子世帯	80	1.2%	135	0.8%	41	0.5%	165	1.3%	50	1.2%

	名護市		石垣市		宮古島市	
18歳未満世帯員のいる一般世帯数	6,426	100.0%	5,325	100.0%	5,224	100.0%
ひとり親世帯総数	734	11.4%	618	11.6%	680	13.0%
母子世帯	657	10.2%	535	10.0%	585	11.2%
父子世帯	77	1.2%	83	1.6%	95	1.8%

資料：平成 27 年国勢調査

(9) 待機児童の状況

平成 29 年（4 月現在）の南城市の待機率をみると、0 歳児から 4 歳児以上の待機率の中で 1 歳児の待機率（22.7%）が高く、他市部と比較しても高い状況となっています。また、他市部と比較すると、施設・事業数が少なく、定員は市部の中では最も少ない状況となっています。

平成29年4月1日現在

市町村名	保育所等入所待機児童数調																			
	施設・事業数	定員	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児以上		合計							
			認可保育所等利用児童数	待機児童数	待機率															
1 那覇市	118	10,493	742	36	4.9%	1,735	101	5.8%	1,900	33	1.7%	1,991	24	1.2%	3,158	6	0.2%	9,526	200	2.1%
2 宜野湾市	37	3,137	370	28	7.6%	569	63	11.1%	635	30	4.7%	651	17	2.6%	1,047	2	0.2%	3,272	140	4.3%
3 石垣市	32	1,781	133	0	0.0%	335	29	8.7%	373	0	0.0%	391	2	0.5%	505	0	0.0%	1,737	31	1.8%
4 浦添市	40	3,594	380	0	0.0%	656	148	22.6%	750	54	7.2%	726	34	4.7%	1,173	0	0.0%	3,685	236	6.4%
5 名護市	35	3,092	265	0	0.0%	516	9	1.7%	557	1	0.2%	591	2	0.3%	977	0	0.0%	2,906	12	0.4%
6 糸満市	38	2,731	217	0	0.0%	451	7	1.6%	493	20	4.1%	554	0	0.0%	886	0	0.0%	2,601	27	1.0%
7 沖縄市	51	3,982	443	56	12.6%	716	233	32.5%	841	54	6.4%	916	74	8.1%	1,266	23	1.8%	4,182	440	10.5%
8 豊見城市	25	2,234	245	0	0.0%	447	18	4.0%	496	15	3.0%	495	1	0.2%	652	2	0.3%	2,335	36	1.5%
9 うるま市	40	3,534	335	60	17.9%	639	163	25.5%	731	89	12.2%	771	20	2.6%	1,146	1	0.1%	3,622	333	9.2%
10 宮古島市	34	2,279	218	2	0.9%	394	44	11.2%	454	16	3.5%	454	1	0.2%	588	0	0.0%	2,108	63	3.0%
11 南城市	22	1,602	175	4	2.3%	326	74	22.7%	343	14	4.1%	355	1	0.3%	481	1	0.2%	1,680	94	5.6%
12 国頭村	2	120	14	0	0.0%	24	0	0.0%	28	0	0.0%	32	0	0.0%	0	0	0.0%	98	0	0.0%
13 大宜味村	2	120	7	0	0.0%	16	0	0.0%	15	0	0.0%	24	0	0.0%	19	0	0.0%	81	0	0.0%
14 東村	1	60	4	0	0.0%	14	0	0.0%	11	0	0.0%	13	0	0.0%	9	0	0.0%	51	0	0.0%
15 今帰仁村	5	299	24	11	45.8%	70	1	1.4%	73	2	2.7%	80	0	0.0%	83	0	0.0%	330	14	4.2%
16 本部町	9	583	46	0	0.0%	107	0	0.0%	116	0	0.0%	119	0	0.0%	103	0	0.0%	491	0	0.0%
17 恩納村	6	320	21	0	0.0%	49	0	0.0%	72	0	0.0%	56	0	0.0%	79	0	0.0%	277	0	0.0%
18 宜野座村	3	270	29	0	0.0%	58	0	0.0%	67	0	0.0%	59	0	0.0%	86	0	0.0%	299	0	0.0%
19 金武町	8	543	35	0	0.0%	103	2	1.9%	111	0	0.0%	120	1	0.8%	102	0	0.0%	471	3	0.6%
20 伊江村	2	150	13	0	0.0%	36	0	0.0%	34	0	0.0%	45	0	0.0%	27	0	0.0%	155	0	0.0%
21 読谷村	12	1,065	81	0	0.0%	205	22	10.7%	246	6	2.4%	254	0	0.0%	266	0	0.0%	1,052	28	2.7%
22 嘉手納町	7	355	37	1	2.7%	87	17	19.5%	81	15	18.5%	79	10	12.7%	85	9	10.6%	369	52	14.1%
23 北谷町	13	961	89	4	4.5%	177	43	24.3%	184	7	3.8%	225	3	1.3%	318	0	0.0%	993	57	5.7%
24 北中城村	6	488	41	3	7.3%	91	21	23.1%	101	29	28.7%	86	12	14.0%	186	6	3.2%	505	71	14.1%
25 中城村	9	870	61	36	59.0%	121	36	29.8%	163	16	9.8%	140	8	5.7%	211	11	5.2%	696	107	15.4%
26 西原町	12	1,120	88	5	5.7%	229	11	4.8%	243	8	3.3%	256	6	2.3%	336	3	0.9%	1,152	33	2.9%
27 与那原町	12	811	80	4	5.0%	147	38	25.9%	154	15	9.7%	162	3	1.9%	265	0	0.0%	808	60	7.4%
28 南風原町	16	1,532	200	8	4.0%	323	85	26.3%	348	23	6.6%	334	34	10.2%	391	0	0.0%	1,596	150	9.4%
29 渡嘉敷村	1	30	0	0	0.0%	8	0	0.0%	8	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	0.0%	20	0	0.0%
30 座間味村	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
31 粟国村	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
32 渡名喜村	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
33 南大東村	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
34 北大東村	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
35 伊平屋村	1	60	2	0	0.0%	8	0	0.0%	9	0	0.0%	14	0	0.0%	7	0	0.0%	40	0	0.0%
36 伊是名村	1	70	8	0	0.0%	18	0	0.0%	9	0	0.0%	19	0	0.0%	0	0	0.0%	54	0	0.0%
37 久米島町	5	285	23	0	0.0%	55	0	0.0%	54	0	0.0%	61	0	0.0%	62	0	0.0%	255	0	0.0%
38 八重瀬町	15	1,595	153	1	0.7%	295	35	11.9%	294	12	4.1%	331	12	3.6%	529	0	0.0%	1,602	60	3.7%
39 多良間村	1	45	2	0	0.0%	8	0	0.0%	4	0	0.0%	8	0	0.0%	0	0	0.0%	22	0	0.0%
40 竹富町	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
41 与那国町	1	46	0	0	0.0%	8	0	0.0%	11	0	0.0%	9	0	0.0%	0	0	0.0%	28	0	0.0%
合計	622	50,257	4,581	259	5.7%	9,041	1,200	13.3%	10,009	459	4.6%	10,425	265	2.5%	15,043	64	0.4%	49,099	2,247	4.6%

資料：沖縄県

(10) 女性の相談件数

平成 28 年度の女性相談件数をみると、合計で 51 件となっており、相談内容の約半数が夫等の暴力（24 件）となっています。また、次いで多いのが離婚問題の 14 件となっており、人間関係についての相談が主な内容となっています。

平成 24 年度からの推移をみると、近年の増減にあまり変化は見られませんが、平成 24 年度から平成 25 年度は 31 件から 49 件と増加している状況もみられます。

(単位:件)

	人間関係															合計
	夫等の暴力				子ども			親族				その他の者の暴力	男女問題	その他		
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	教育問題	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他	家庭不和					
平成24年度	7	1	10	5	0	0	1	0	2	2	1	0	0	0	0	31
平成25年度	13	1	11	7	0	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	49
平成26年度	14	1	14	3	1	0	3	2	0	2	0	0	0	0	0	47
平成27年度	24	0	14	2	1	0	0	0	1	2	2	0	1	0	0	52
平成28年度	24	0	14	3	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	0	51

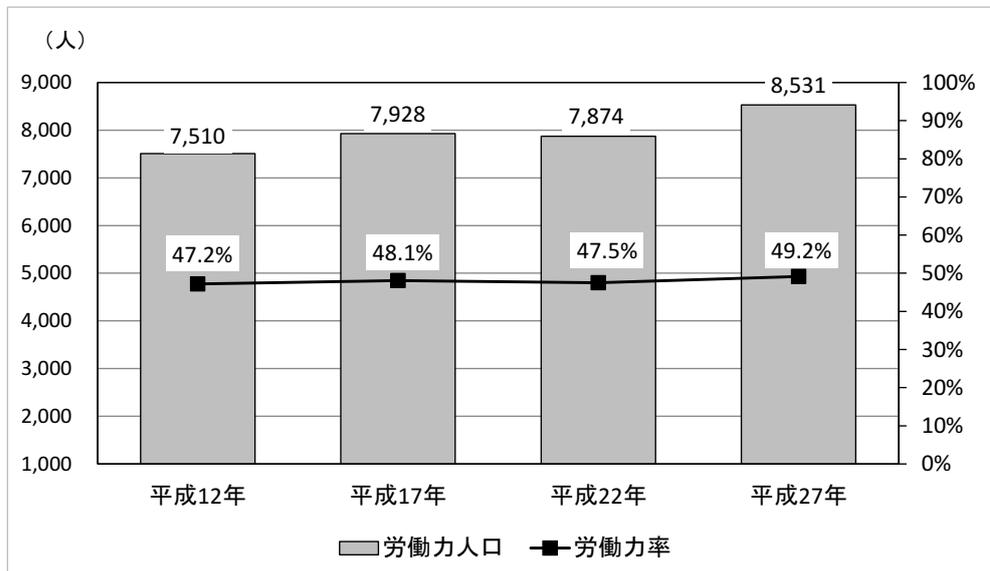
	経済関係					医療関係					不純異性交遊	売春強要	暴力団関係	5条違反	人身取引	合計	
	住居問題	帰住先	生活困難	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他							
平成24年度	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
平成25年度	0	0	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
平成26年度	0	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
平成27年度	0	0	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52
平成28年度	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51

資料：平成 29 年度 南城市福祉事務所概要

(11) 女性の社会進出の状況

平成 27 年における南城市の女性の労働力人口は 8,531 人で、女性の労働力人口が増加しています。平成 12 年と平成 27 年を比較すると、この 15 年間で労働力人口が 1,021 人（13.6%）増加しています。また、労働力率は 2.0% 増加していますが、概ね横ばいとなっています。

■南城市における女性労働力人口と労働力率の推移



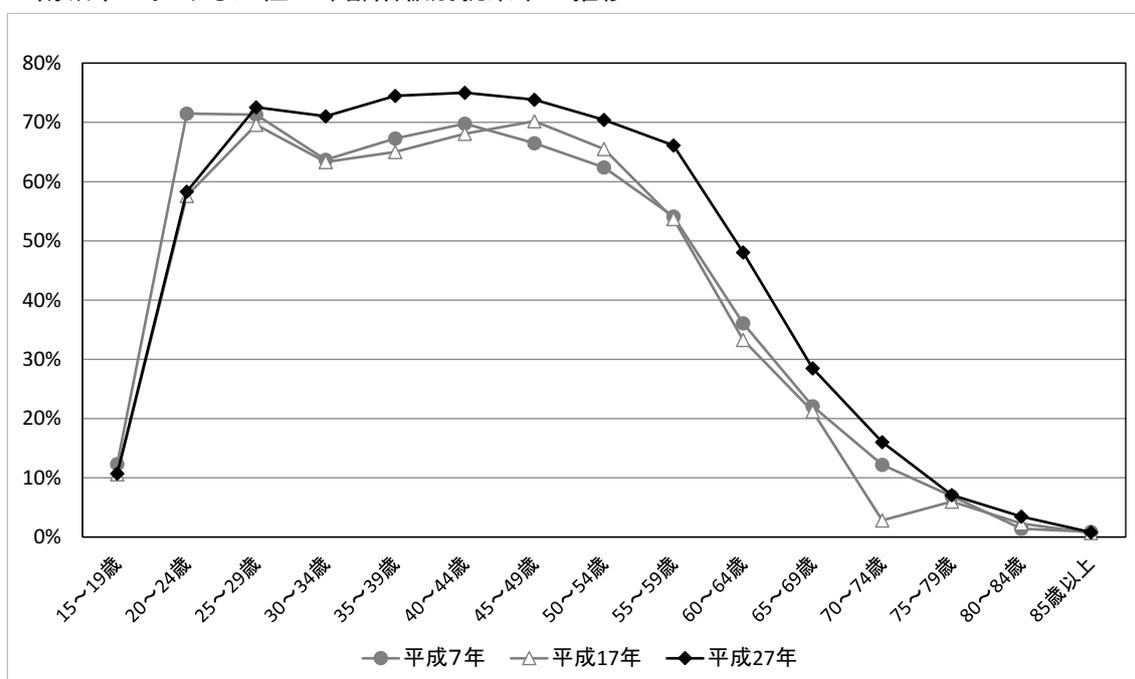
資料：国勢調査

女性の就業率は、一般的に出産や育児を経験する人が増加する 20 歳代後半から 30 代にかけて低下し、子育てが一段落する 40 代から再び上昇する傾向がみられ、グラフにするとM字型の曲線を描きます。

南城市における女性の就業率を年齢階級別で見ると、多少、M時型曲線の傾向はみられるものの、大きな落ち込みがないのが特徴で、沖縄県全体の傾向と一致しています。沖縄県は結婚や出産を機に女性が離職するということが少ない状況があるため、他都道府県と比較するとM字型曲線が明瞭でないとされていますが、南城市も沖縄県の特徴があらわれていると想定されます。

沖縄県の実業率と比較すると、南城市は 20 歳代前半から 70 歳代前半まで県平均よりも高率となっており、出産・子育てをしながら仕事を続ける女性が多いことがうかがえます。

■南城市における女性の年齢階級別就業率の推移



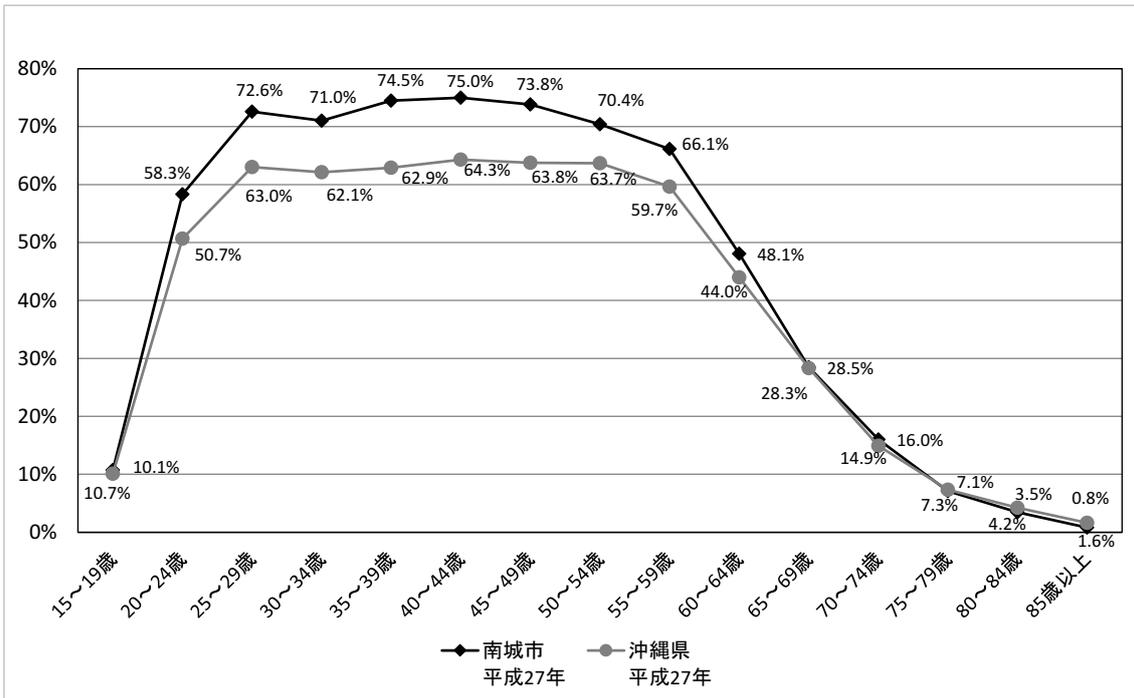
資料：国勢調査

■南城市と沖縄県における女性の年齢階級別就業率

年齢	南城市					沖縄県 平成27年
	(合併前)			(合併後)		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
15～19歳	12.3	11.0	10.6	9.8	10.7	10.1
20～24歳	71.5	56.9	57.6	57.9	58.3	50.7
25～29歳	71.3	69.2	69.6	70.5	72.6	63.0
30～34歳	63.7	68.5	63.3	67.6	71.0	62.1
35～39歳	67.3	66.1	65.0	72.0	74.5	62.9
40～44歳	69.8	69.7	68.1	66.5	75.0	64.3
45～49歳	66.5	69.3	70.2	71.9	73.8	63.8
50～54歳	62.4	67.9	65.5	69.0	70.4	63.7
55～59歳	54.1	58.7	53.7	57.4	66.1	59.7
60～64歳	36.1	33.8	33.3	38.6	48.1	44.0
65～69歳	22.1	22.0	21.2	22.2	28.5	28.3
70～74歳	12.2	15.9	2.8	12.1	16.0	14.9
75～79歳	6.9	8.0	6.0	7.0	7.1	7.3
80～84歳	1.4	3.5	2.3	3.4	3.5	4.2
85歳以上	0.9	0.7	0.7	0.6	0.8	1.6

資料：国勢調査

■南城市と沖縄県における女性の年齢階級別就業率（平成27年）



資料：国勢調査

(12) 女性の登用状況

平成28年度の南城市の女性の登用状況等をみると、市町村議会における女性議員の状況は10.0%、市町村審議会等の総計では28.8%、管理職の在職状況は7.4%、うち一般行政職が4.0%となっており、管理職の在職状況が他の市部の中では低い状況です。

■市町村における女性の登用状況等

(単位:人、%)

	市町村議会における女性議員の状況				市町村審議会等 総計				注1 管理職の在職状況							
	計	女性	男性	割合	計	女性	男性	割合	計	女性	男性	割合	うち一般行政職			
													計	女性	男性	割合
那覇市	38	7	31	18.4	833	287	546	34.5	209	25	184	12.0	165	21	144	12.7
宜野湾市	26	2	24	7.7	410	141	269	34.4	76	18	58	23.7	58	17	41	29.3
石垣市	21	3	18	14.3	270	72	198	26.7	62	7	55	11.3	55	7	48	12.7
浦添市	27	2	25	7.4	404	117	287	29.0	88	15	73	17.0	70	15	55	21.4
名護市	27	3	24	11.1	208	57	151	27.4	71	8	63	11.3	58	6	52	10.3
糸満市	19	1	18	5.3	287	76	211	26.5	54	8	46	14.8	54	8	46	14.8
沖縄市	30	5	25	16.7	543	177	366	32.6	105	13	92	12.4	71	12	59	16.9
豊見城市	24	4	20	16.7	359	93	266	25.9	53	4	49	7.5	42	4	38	9.5
うるま市	30	3	27	10.0	564	168	396	29.8	101	15	86	14.9	63	13	50	20.6
宮古島市	26	1	25	3.8	272	74	198	27.2	98	3	95	3.1	83	3	80	3.6
南城市	20	2	18	10.0	452	130	322	28.8	54	4	50	7.4	50	2	48	4.0
市部計	288	33	255	11.5	4,602	1,392	3,210	30.2	971	120	851	12.4	769	108	661	14.0
国頭村	10	1	9	10.0	128	33	95	25.8	10	1	9	10.0	9	1	8	11.1
大宜味村	10	0	10	0.0	117	22	95	18.8	10	2	8	20.0	9	2	7	22.2
東村	8	0	8	0.0	77	11	66	14.3	9	0	9	0.0	9	0	9	0.0
今帰仁村	11	1	10	9.1	173	45	128	26.0	11	1	10	9.1	8	1	7	12.5
本部町	13	0	13	0.0	109	28	81	25.7	15	0	15	0.0	15	0	15	0.0
恩納村	15	0	15	0.0	44	25	19	56.8	13	1	12	7.7	13	1	12	7.7
宜野座村	12	1	11	8.3	131	25	106	19.1	12	1	11	8.3	12	1	11	8.3
金武町	16	0	16	0.0	136	14	122	10.3	14	0	14	0.0	11	0	11	0.0
伊江村	10	0	10	0.0	88	14	74	15.9	13	0	13	0.0	12	0	12	0.0
国頭郡計	105	3	102	2.9	1,003	217	786	21.6	107	6	101	5.6	98	6	92	6.1
読谷村	19	2	17	10.5	391	142	249	36.3	34	4	30	11.8	31	3	28	9.7
嘉手納町	16	0	16	0.0	162	55	107	34.0	17	1	16	5.9	17	1	16	5.9
北谷町	19	4	15	21.1	252	77	175	30.6	31	2	29	6.5	31	2	29	6.5
北中城村	14	1	13	7.1	155	51	104	32.9	16	1	15	6.3	14	1	13	7.1
中城村	15	1	14	6.7	109	8	101	7.3	15	0	15	0.0	12	0	12	0.0
西原町	19	3	16	15.8	294	92	202	31.3	23	2	21	8.7	23	2	21	8.7
中頭郡計	102	11	91	10.8	1,363	425	938	31.2	136	10	126	7.4	128	9	119	7.0
与那原町	14	1	13	7.1	204	81	123	39.7	17	3	14	17.6	17	3	14	17.6
南風原町	16	3	13	18.8	132	44	88	33.3	21	4	17	19.0	15	3	12	20.0
渡嘉敷村	7	0	7	0.0	36	5	31	13.9	13	2	11	15.4	9	2	7	22.2
座間味村	7	0	7	0.0	17	2	15	11.8	10	1	9	10.0	8	1	7	12.5
粟国村	7	0	7	0.0	27	4	23	14.8	8	0	8	0.0	7	0	7	0.0
渡名喜村	7	0	7	0.0	35	2	33	5.7	6	0	6	0.0	6	0	6	0.0
南大東村	8	1	7	12.5	110	11	99	10.0	3	0	3	0.0	3	0	3	0.0
北大東村	5	0	5	0.0	55	6	49	10.9	8	0	8	0.0	8	0	8	0.0
伊平屋村	8	0	8	0.0	36	9	27	25.0	11	2	9	18.2	7	1	6	14.3
伊是名村	10	1	9	10.0	54	15	39	27.8	13	2	11	15.4	12	2	10	16.7
久米島町	14	0	14	0.0	153	30	123	19.6	20	2	18	10.0	16	2	14	12.5
八重瀬町	16	1	15	6.3	163	42	121	25.8	19	2	17	10.5	19	2	17	10.5
島尻郡計	119	7	112	5.9	1,022	251	771	24.6	149	18	131	12.1	127	16	111	12.6
多良間村	7	0	7	0.0	57	9	48	15.8	11	0	11	0.0	11	0	11	0.0
宮古郡計	7	0	7	0.0	57	9	48	15.8	11	0	11	0.0	11	0	11	0.0
竹富町	12	1	11	8.3	81	12	69	14.8	16	1	15	6.3	16	1	15	6.3
与那国町	6	0	6	0.0	75	6	69	8.0	9	1	8	11.1	9	1	8	11.1
八重山郡計	18	1	17	5.6	156	18	138	11.5	25	2	23	8.0	25	2	23	8.0
市町村合計	639	55	584	8.6	8,203	2,312	5,891	28.2	1,399	156	1,243	11.2	1,158	141	1,017	12.2

※「管理職」とは、本庁の課長及びこれに相当する職以上とする。

※平成28年4月1日現在

資料：沖縄県

3. 市民のニーズ

(1) 住民懇談会（ワークショップ）の実施について

「第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」の策定にあたり、市民との協働による計画づくりを行うため、住民懇談会（ワークショップ）を開催しました。

◆ワークショップの目的

南城市では、性別に関わりなく、全ての人が互いを尊重し、ともに責任を果たす男女共同参画社会を構築していくため、「第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」の策定作業を行っています。行政計画としての策定になりますが、男女共同参画社会は行政だけで実現できるものではありません。家庭や地域、職場における意識改革や具体的な実践も必要となります。

そのため、市民の皆さんの意見を聴取し、計画に反映させるために、ワークショップ（WS）を開催します。具体的には、家庭・地域・職場における男女共同参画の現状・課題及び改善に向けた取り組み（市民ができること等）を検討し、その内容を計画内容に反映させることとなります。

また、WSへの参加をきっかけに、男女共同参画のまちづくりに目を向け、できることから実践していただくなど、協働で取り組んでいくことを企図しています。

◆ワークショップの参加者

女性会、民生委員・児童委員、PTA関係者、市職員、事業主によって構成されています。（Aグループ：5人、Bグループ：5人）

◆ワークショップの様子

A グループの話し合いの様子



B グループの話し合いの様子



全体発表の様子



A グループの発表の様子



B グループの発表の様子



◆ワークショップの結果

以下に各グループの検討結果を掲載します。

<Aグループ>

第1回 南城市男女共同参画行動計画住市民懇談会 (Aグループ)		メンバー：新垣 節、具志堅 秀雄、熊谷 美喜子、津波 陽子、横山 幸平 平成30年2月22日(木)			
テーマ	現状と課題	解決方法・役割分担			
		家庭	地域	事業所	行政
家庭における男女共同参画(家事、介護、DV等)	<ul style="list-style-type: none"> 男性の家事への参加は増えてきているイメージがある 男性は家事の一部を手伝っているのが現状ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 家事を分担制にしてみる(家族全員で) 育児休業制度の充実で家事を担ってもらう(男性向け) 			
地域における男女共同参画(地域活動、防災活動、伝統文化に関する活動等)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の評議会への女性(婦人部)の参加者が少ない 地域の役員については男女差がまだ残っている(区長は男性) 評議会等で女性が発言できない感じがある 区長をはじめ地域の役員は男性中心で女性の参加が無い(少ない) 女性議員が他市町村と比べると少ない 団体や政策決定の場に女性の参画がないことが多い 				
職場における男女共同参画(女性の管理職登用、男性の育児休暇、再就職、採用面等)	<ul style="list-style-type: none"> 女性の管理職が少ないと感じる 市役所をはじめ圧倒的に管理職の女性が少ない 管理職になれる能力がある女性もいるが本人が望まないケースがある⇒本人の周囲の環境が影響しているのでは 育児後に仕事に復帰する際に子どもを保育所へ預けられるのか不安(待機状態にならないか) 冠婚葬祭が多く、フルタイムで働ける女性が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 税金を多く納めることを誇りに思うような意識づくりをする 		<ul style="list-style-type: none"> 女性の意識を変える研修を受けさせる 育児休業取得者(主に男性)を良い例として取り上げる 女性でも正職員として働けるような環境をつくる 女性にも意見が言えるような研修を行う(エンパワメント) 	
教育における男女共同参画(男女混合名簿、教育課程(程度)等)	<ul style="list-style-type: none"> 無意識に男女の役割分担をしていることがある(費状を渡す際のお盆持ちは女性が多いなど) 男女混合名簿の導入が遅れている 				
社会全体における男女共同参画(性の多様性等)	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会の意義についての市民の関心が薄い 男か女かという2つの性しかないという固定概念が強い 多様性を受け入れる寛容性は県外よりも高いと思う 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する情報を発信し続ける 			

<Bグループ>

第1回 南城市男女共同参画行動計画住市民懇談会 (Bグループ)		メンバー：新垣 美津枝、伊良皆 春美、金城 則子、金城 有希、知念 厚 平成30年2月22日(木)			
テーマ	現状と課題	解決方法・役割分担			
		家庭	地域	事業所	行政
家庭における男女共同参画(家事、介護、DV等)	<ul style="list-style-type: none"> 比較的、外教的な活動(区活動、PTA)は男性がやっていて、内教的な活動(家事)は女性がしている パートナーの家事参加が少ない 男性が家事に関わらない 元々お母さんが家事をしていた 家事はどうしても女性が行っているのが当たり前のようにになっている 子育ても女性に関わることが多く、男性に関わることは少ない 介護への参加協力が無い(役割分担している) 実家の介護は母が主にやっている 	<ul style="list-style-type: none"> トートメー等は家族単位ではなく一門、また先代からのしきたりにて自分がこうあるべきとは言えない それぞれの家でトートメーが違う しかし <ul style="list-style-type: none"> 朝食だけでも、少しずつ参加してきた 男性は家事など普段から関わっていないので分からない部分が多いが、話してお願ひするとやってくれる 男性は働いて家庭を守っているのが頼りがいがある 乳幼児健診、予防接種も夫婦でくる 	<ul style="list-style-type: none"> できることをみつけて、できることから始める お母さんが炊事、お父さんが掃除・洗濯をするように役割分担した 役割分担した部分については手を出さない 家事をしてもらうために、私も働いていることを伝える ほめ上手になる 子育て・介護は家族・親戚みんなでする 親の介護をきっかけに子育ても家事も 仕事が終わったときは面倒を見てもらう 子どもが大きくなるにしたがって、家庭、仕事含めて外に出る活動を夫婦一緒にするようになっていく 		<ul style="list-style-type: none"> 育児に関する環境整備
地域における男女共同参画(地域活動、防災活動、伝統文化に関する活動等)	<ul style="list-style-type: none"> 青年会に関わっているのは男性が多い 若い人たちが青年会に入らない 地域の伝統文化を継承していくのが大変 沖繩の年間行事も女性がやるものと思われ、行事に追われている 地域活動が多くて参加するのが大変 		<ul style="list-style-type: none"> 地域活動参加は何を言われても出来る時、できることから参加し、継続できるようにする。 行事について料理はオードブルを活用して手作りを減らす 		
職場における男女共同参画(女性の管理職登用、男性の育児休暇、再就職、採用面等)	<ul style="list-style-type: none"> 職場では子どもが病気の時に休みにくい 早退して学校行事に参加するの気持ちつかう どんなに多忙な時でも女性がお客様の対応をしないといけないので、仕事が進まない 仕事で上を目指すと家庭の時間が無くなる 男性が高い地位についていることが多い 男性は家事など普段から関わっていないので分からない部分が多いが、話してお願ひするとやってくれる 男性は働いて家庭を守っているのが頼りがいがある 行政の受け付けは女性が多いが、男性も必要ではないか 			<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法を守ってもらうように上司に話す、話し合いをもつ 今は働き手の確保が課題なので、休みが取りやすい職場づくりに取り組み人材を確保していく 女性にもチャンスはたくさん与えてほしい 女性など多様な視点からの意見を取り入れて、職場の環境づくりを進める 	
教育における男女共同参画(男女混合名簿、教育課程(程度)等)					
社会全体における男女共同参画(性の多様性等)	<ul style="list-style-type: none"> 性の多様性について、身近にもいるが仲間から受け入れられていた。 性の多様性のことについて知る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 性の多様性について、理解が深まるような周知、教育などに取り組む 			

(2) 市民意識調査について

「第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」の策定にあたり、市民意識調査を実施しました。以下に調査結果の概要を示します。

◆回答者の属性

●性別

	件数	割合(%)
1. 男性	121	36.4
2. 女性	210	63.3
3. その他	1	0.3
合 計	332	100.0

●年代別

	件数	割合(%)
1. 20歳代	85	25.6
2. 30歳代	68	20.5
3. 40歳代	84	25.3
4. 50歳代	25	7.5
5. 60歳代	35	10.5
6. 70歳以上	34	10.2
無回答	1	0.3
合 計	332	100.0

◆調査結果

- ・女性が再就職をしやすいするために必要な支援については、「男性も女性も育児休業・看護・介護休暇を取りやすくする」(72.0%)が最も高い。
- ・男女がともに仕事と生活の調和を図るために必要な取り組みについては、「家族や配偶者(パートナー)の理解や家事・育児・看護などへの協力」、「保育所(園)、学童保育など子育て環境や介護等のサービスの整備・充実」、「働く場の確保、再雇用制度の推進・充実」等、仕事、家庭、保育所サービスなど必要な分野は多岐にわたる。
- ・自分の身の回りのことが出来なくなった時に希望する介護者については、男女共に「老人ホームなどの施設」が最も高く、前回調査で「配偶者」と回答が最も多かった男性の回答に変化が見られた。
- ・配偶者や交際相手からの暴力についての見聞きについては、『見聞きしたことがある』で4割弱(38.5%)の回答があり、配偶者等からの暴力は身近な問題となっている。
- ・配偶者や交際相手からの暴力行為の有無については、「人格を否定するような暴言を受けた」が高くなっている。また、わずかだが「何度もあった」の回答もみられ、そのほかの暴力行為(身体への暴力、監視、性行為の強要、脅迫等)でも、「1、2度あった」や「何度もあった」の回答を合わせるとそれぞれ1割程度となっている。
- ・暴力を受けた際の相談者については、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」(40.2%)が高くなっているが、家族・親戚や友人・知人へも相談している状況も見受けられる(それぞれ4割弱)。
- ・セクシャル・ハラスメントで「受けたことがある」のは、「性的な言葉によるからかい(性的な冗談、性的な体験談を話す・聞く)」(18.7%)が高く、そのほかのセクハラ行為の設問に関しても、被害を受けたことがあると回答がみられた。
- ・セクハラ被害の相談状況については、「相談していない」(72.5%)が大半で、「相談した」と回答している方は2割強(23.9%)にとどまっている。相談していないとする割合は男性が高くなっている。
- ・相談できなかった理由は、「相談するほどの事ではないと思ったから」(77.2%)が高くなっている。また、「相談しても無駄だから」(21.5%)、「自分さえ我慢すれば、何

とかなると思うから」(15.2%)と自分自身で被害を矮小化し、諦めている様子もみられる。一方、「相談する窓口がわからない」もわずか(3.8%)にみられた。

- ・LGBTという言葉の認知度については、「はい」が6割強(61.4%)と高い結果となっているが、3割強の方は「いいえ」(31.0%)と回答している。
- ・男女共同参画に関する用語の認知度については、「南城市男女共同参画推進条例」(5.4%)、「南城市男女共同参画都市宣言」(5.4%)、「リプロダクティブヘルス・ライツ」(5.4%)、「南城市男女共同参画行動計画」(6.0%)で回答が1割未満となっており、南城市の男女共同参画に関わるものの認知度が低い。
- ・男女共同参画社会づくりを進めるための取り組みについては、「男女が協力し合う社会づくりについての意識啓発」、「学校教育の場で、男女が協力し合う社会づくりについて学ぶ機会を設ける」、「保育サービスの充実など、子育て支援策の強化」など意識づくりや子育てに関する取り組みの充実が求められている。

(3) 事業所意識調査について

「第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」の策定にあたり、事業所意識調査を実施しました。以下に調査結果の概要を示します。

◆調査結果 配布数146件 / 有効回答40件(27.4%)

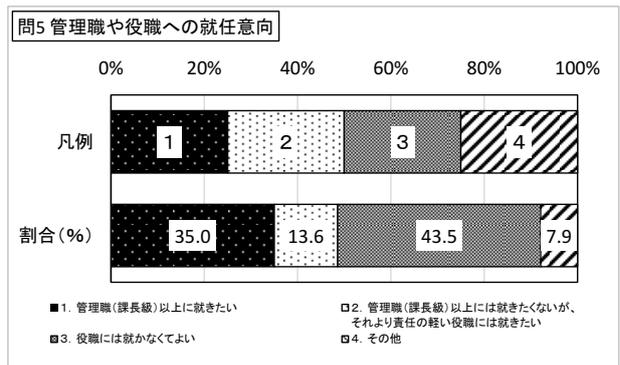
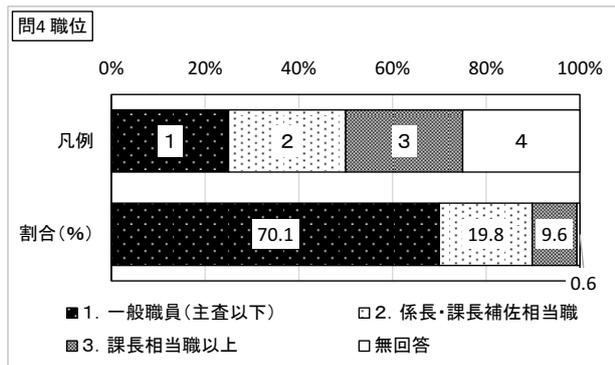
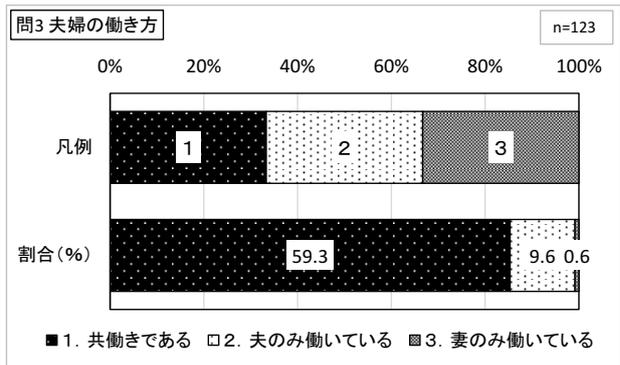
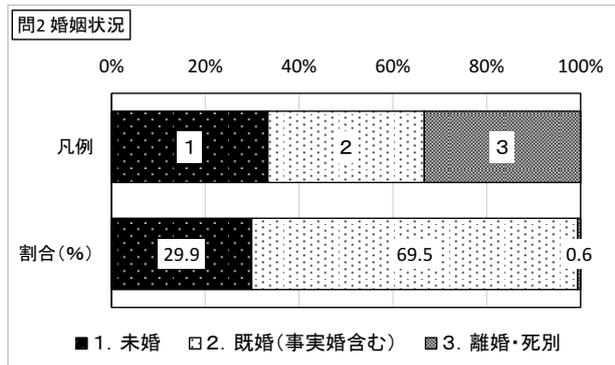
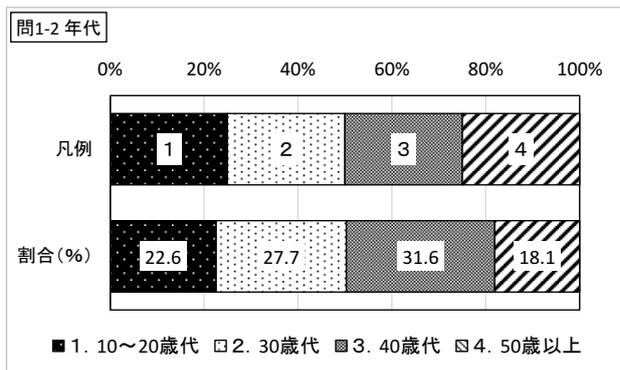
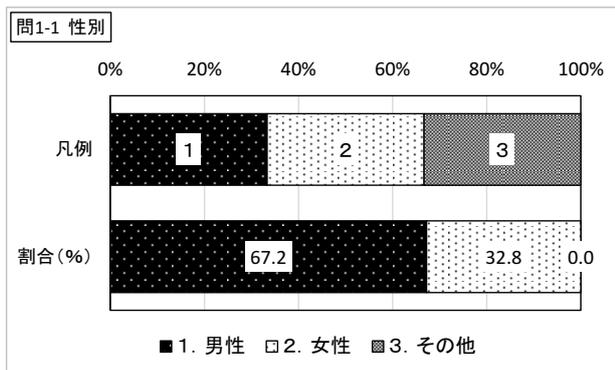
- ・女性の管理職または役員の居る事業所が少ない。(14件 / 40件)
- ・女性も男性も同じような環境で働いていくための取り組みについては5割強(52.5%)の事業所は何かしらの取り組みを行っているが、4割(40.0%)の事業所は「特に何もしていない」と回答している。
- ・ハラスメントについては、セクハラ、パワハラに比べ、マタハラ(マタニティ・ハラスメント)の内容を知らない事業所が若干多い。
- ・ハラスメントの防止に向けた取り組みについては、取り組みを実施している事業所は2割強(17.5%)で、8割(80.0%)の事業所が「特に実施していない」と回答している。
- ・ワーク・ライフ・バランス実現のために必要だと思うことについては、「男性の家事や育児、介護へ参加」、「労働時間の短縮やフレックスタイム制(自由勤務時間制)の導入」、「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい職場環境づくり」の回答が多くみられた。
- ・「産前・産後休業制度」、「育児休業制度」、「介護休業制度」などの各種休業制度の規定について、4割強～6割弱の事業所が「ない」と回答している。特に、「介護休業制度」の規定が無い事業所が多く、正社員でも3割の事業所しか制度の規定がない。
- ・仕事と育児・介護との両立の支援(両立支援制度)に関する取り組みの検討が進んでいない状況が見受けられる。一方、「実施している」取り組みをみると、「育児・介護期間中の始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」(32.5%)、「有給休暇の半日未満単位での利用」(30.0%)などがみられる。
- ・ポジティブ・アクションを実施している事業所は1割強(12.5%)にとどまっている。一方、6割の事業所が「知らなかった」と回答しており、ポジティブ・アクションの周知が十分ではない。

- ・男女がともに働きやすいような職場環境づくりのための取り組みについて、5割強（52.5%）の事業所は何かしらの取り組みを行っているが、4割強（42.5%）の事業所は「特に取り組んでいない」と回答している。
- ・事業所における性の多様性に関する取り組みについては、4割強（42.5%）の事業所は何かしらの取り組みを行っている、または取り組みの意向を示しているが、4割（40.0%）の事業所は「取り組む予定はない」と回答している。
- ・男女共同参画に関する取り組みや、言葉の認知度については、南城市の男女共同参画の取り組みについて知らないとする回答が多くみられる。

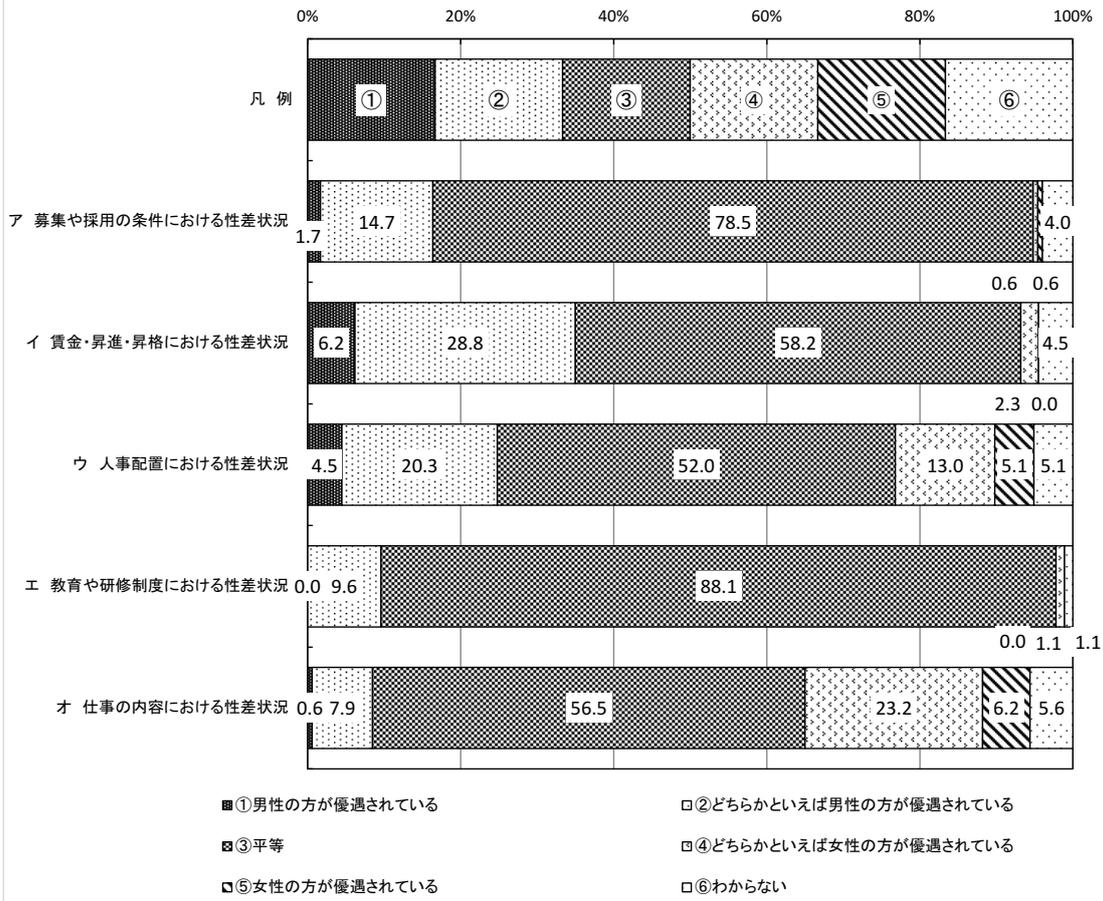
（４）職員意識調査について

「第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」の策定にあたり、職員意識調査を実施しました。以下に集計結果を示します。

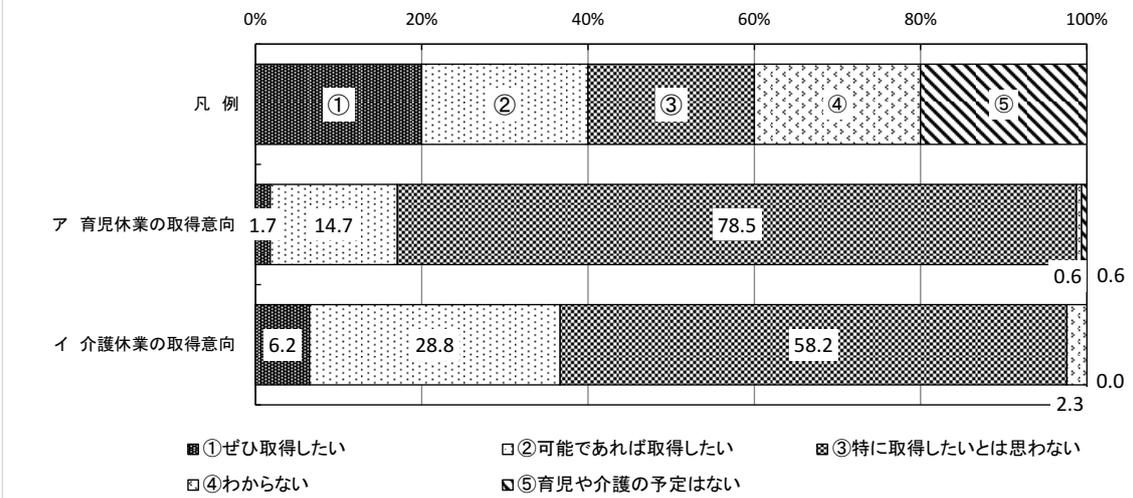
◆集計結果 配布数 344件 / 有効回答 177件(51.5%)



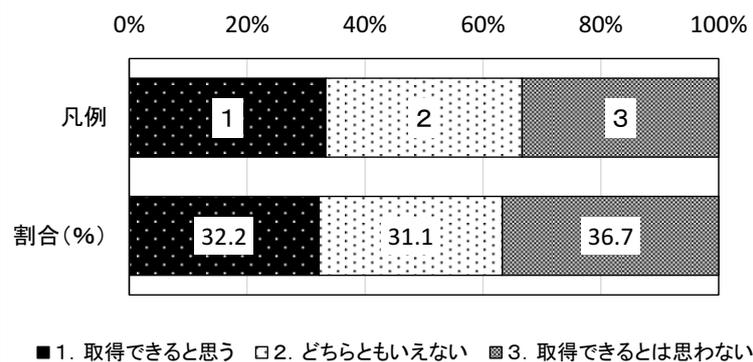
問6 各分野における男女の地位の平等感



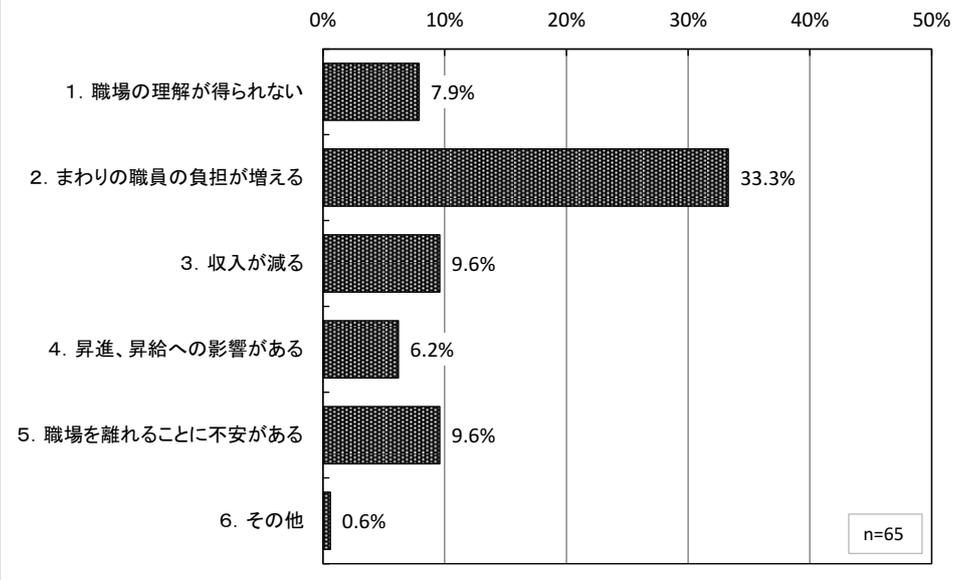
問7 育児・介護休業の取得意向について



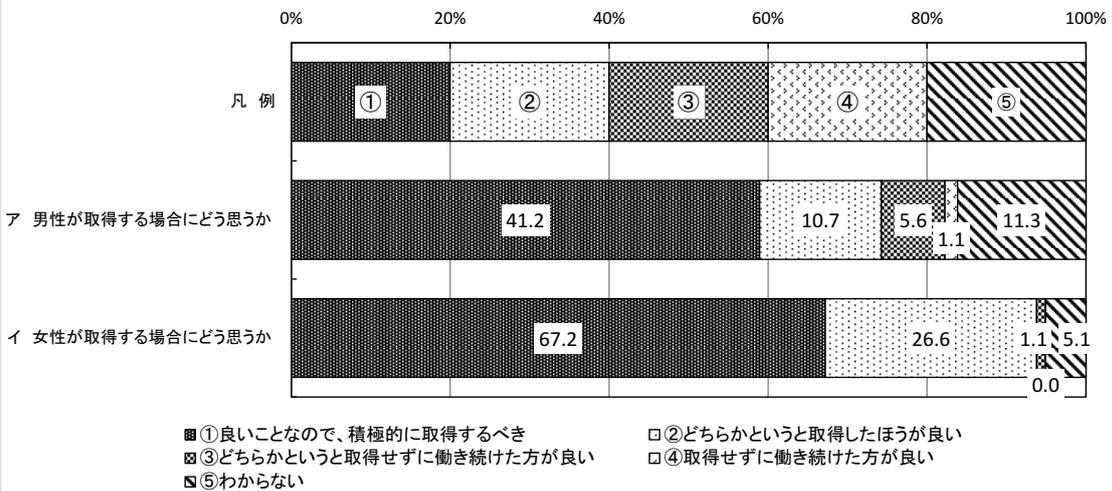
問8 現在の環境で育児休業・介護休業を取得できると思うか



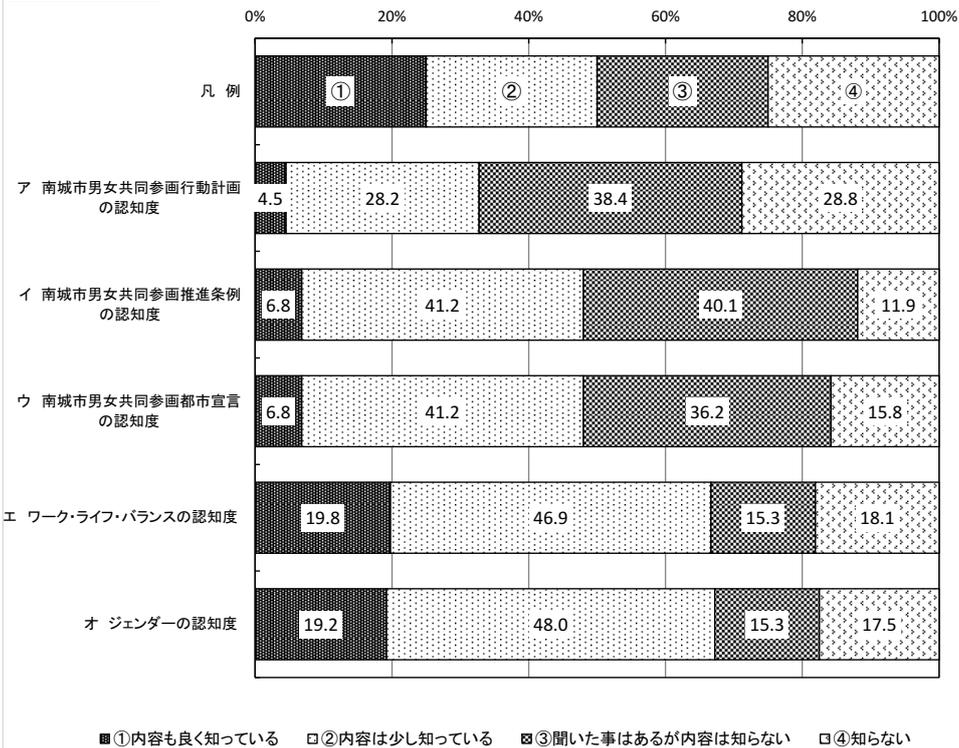
問9 「取得できるとは思わない」を選んだ理由



問10 育児休業や介護休業を取得したいと相談されたときどう思うか



問11 用語の認知度



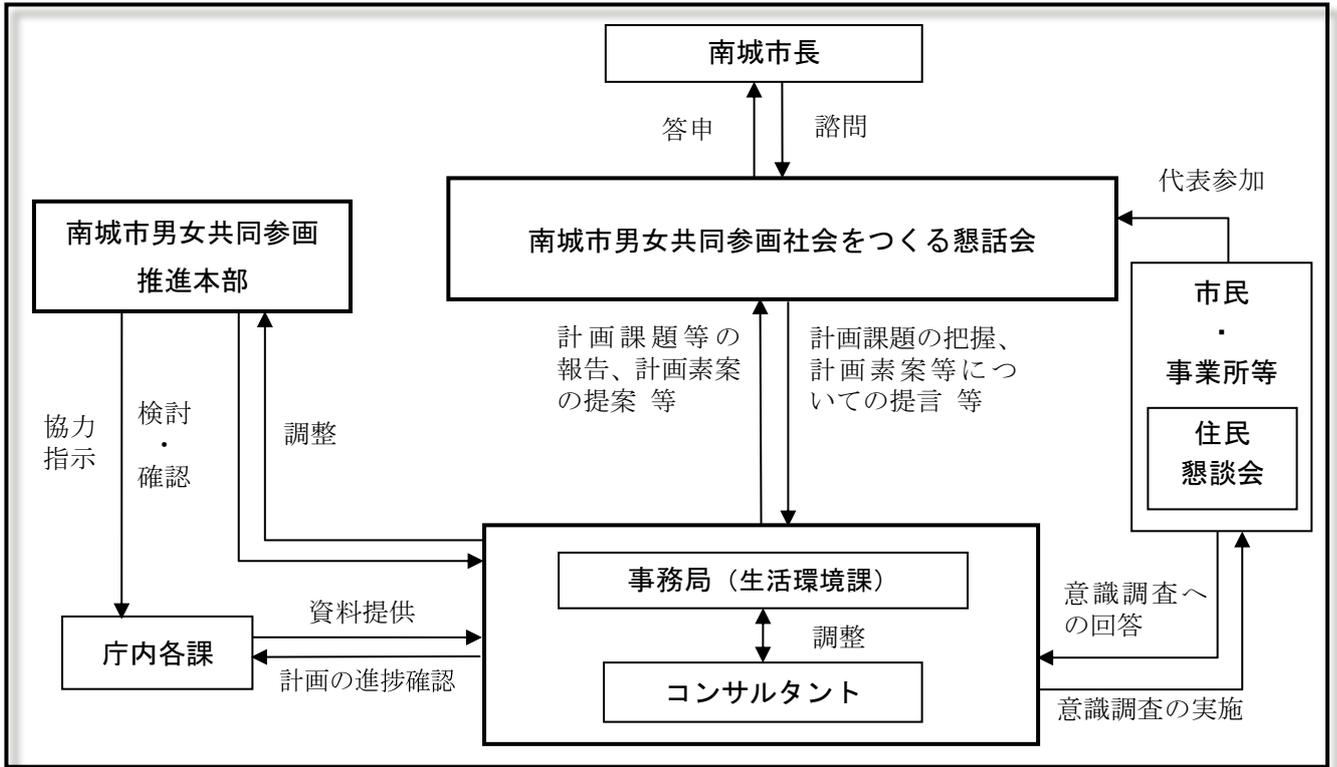
4. 計画策定の経緯・体制

■計画策定の経緯

年 月 日	内 容 等
平成 29 年 6 月 30 日	第 1 回 南城市男女共同参画社会をつくる懇話会 ・平成 28 年度南城市男女共同参画行動計画の進捗状況報告について ・平成 29 年度予算措置状況及び事業実施計画について
平成 29 年 11 月 16 日 ゝ 平成 29 年 11 月 30 日	市民意識調査の実施
平成 29 年 12 月 18 日	第 2 回 南城市男女共同参画社会をつくる懇話会 ・策定の趣旨、進め方、スケジュール等 ・南城市の概況、上位関連計画
平成 29 年 12 月 25 日	第 1 回 南城市男女共同参画推進本部会議 ・南城市男女共同参画行動計画 平成 28 年度の進捗状況報告 ・事業進捗状況の不十分、未実施項目について ・基本方針別の 100 事業の詳細について
平成 30 年 1 月 12 日 ゝ 平成 30 年 2 月 13 日	各課施策点検（ヒアリングシート配布および返信）
平成 30 年 1 月 19 日 ゝ 平成 30 年 2 月 2 日	事業所意識調査の実施
平成 30 年 1 月 23 日	第 3 回 南城市男女共同参画社会をつくる懇話会 ・市民意識調査結果報告
平成 30 年 2 月 22 日	住民懇談会（ワークショップ） ・南城市の男女共同参画の概況等説明 ・グループ別意見交換（現状・課題・解決方法に関する意見交換）
平成 30 年 2 月 23 日	担当課ヒアリングの実施
平成 30 年 2 月 26 日	第 4 回 南城市男女共同参画社会をつくる懇話会 ・現行計画の実施状況の確認 ・計画課題の確認 ・第 2 次計画の骨格（基本理念など）の確認
平成 30 年 3 月 7 日 ゝ 平成 30 年 3 月 13 日	職員意識調査の実施
平成 30 年 3 月 19 日	第 5 回 南城市男女共同参画社会をつくる懇話会 ・第 2 次南城市男女共同参画行動計画（素案）の確認
平成 30 年 3 月 30 日	答申
平成 30 年 3 月 30 日	第 2 回 南城市男女共同参画推進本部会議 ・第 2 次南城市男女共同参画行動計画素案について

■策定体制

本計画の策定体制を下図に示します。



南城市男女共同参画社会をつくる懇話会規則

平成18年12月14日

規則第141号

改正 平成25年10月1日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市附属機関に関する条例（平成18年南城市条例第22号）第3条の規定に基づき、南城市男女共同参画社会をつくる懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会の実現に関する施策のあり方について調査及び研究し、その結果に基づいて市長に提言するとともに、男女共同参画行政の推進を図るものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 知識経験者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 懇話会は、会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 懇話会に部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会長及び部会員は、会長が指名する。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を懇話会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民部生活環境課において処理する。

(平25規則38・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年12月14日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

第5期 南城市男女共同参画社会をつくる懇話会委員名簿

任期 平成27年7月1日～平成29年6月30日

No.	氏名	組織	附属機関
1	大城 貴代子	知識経験者	沖縄県失語症友の会 事務局長
2	新垣 誠	知識経験者	沖縄キリスト教学院大学 教授
3	比嘉 美枝子	知識経験者	元沖縄県女性相談所所長
4	運天 貴也	市民	南城市PTA連合会 代表
5	新垣 節	市民	南城市女性会 代表
6	玉城 吉江	市民	南城市農漁村生活研究会 代表
7	川上 菊子	市民	南城市商工会 代表
8	城間 裕太	市民	南城市青年連合会 代表
9	津波 成美	市民	南城市社会福祉協議会 代表
10	屋我 和枝	市民	公募（シルバー人材センター）
11	熊谷 美喜子	市民	公募（市民大学卒業生）
12	田崎 聡	市民	公募（食の風代表理事）
13	泉 直人	市の職員	南城市 総務部 総務課長
14	八幡 恭光	市の職員	南城市 教育部 教育指導課長(H29.3.31まで)
15	城間 盛善		南城市 教育部 教育指導課長(H29.4.1から)

第6期 南城市男女共同参画社会をつくる懇話会委員名簿

任期 平成29年12月18日～平成31年12月17日

No.	氏名	組織	附属機関
1	新垣 誠	知識経験者	沖縄キリスト教学院大学 教授
2	比嘉 美枝子	知識経験者	元沖縄県女性相談所所長
3	玉城 吉江	市民	南城市農漁村生活研究会 代表
4	新垣 節	市民	南城市女性会 代表
5	富名腰 須賀江	市民	南城市農業委員 代表
6	仲里 敦志	市民	南城市商工会 代表
7	津波 成美	市民	南城市社会福祉協議会 代表
8	仲村 勝尚	市民	南城市PTA連合会 代表
9	玉寄 美紗	市民	南城市青年連合会 代表
10	砂川 均	市民	南城市区長会 代表
11	熊谷 美喜子	市民	公募（市民大学卒業生）
12	泉 直人	市の職員	南城市 総務部 総務課長
13	城間 盛善	市の職員	南城市 教育部 教育指導課長

南城市男女共同参画推進本部設置規程

平成18年 8月11日

訓令第54号

改正 平成19年 3月30日訓令第3号

平成25年11月18日訓令第31号

(設置)

第1条 南城市における男女共同参画づくりに関する施策を総合的に推進するため、南城市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(任務)

第2条 推進本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する施策の効果的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する事業の総合的調整に関する事。
- (3) その他男女共同参画社会づくりの推進に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、市長の事務部局の部長・参事、議会事務局長、教育部長及び上下水道部長をもって充てる。

(平 19 訓令 3 ・ 一部改正)

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民部生活環境課において処理する。

(平 25 訓令 31 ・ 一部改正)

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 8 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 11 月 18 日訓令第 31 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

南城市男女共同参画推進本部員

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月 11 日

No.	氏 名	推進本部役職	備 考
1	古謝景春	本部長	市長
2	具志堅兼栄	副本部長	副市長(H30.2.10 まで)
3	山城 馨	本部員	教育長
4	城間みゆき	〃	市民部長
5	仲里康治	〃	福祉部長
6	玉城 勉	〃	総務部長
7	知念哲雄	〃	企画部長
8	屋我弘明	〃	農林水産部長
9	森山紹司	〃	土木建築部長
1 0	新垣 聡	〃	議会事務局長
1 1	照喜名 強	〃	上下水道部長
1 2	當眞隆夫	〃	教育部長

南城市男女共同参画推進本部員

平成 30 年 2 月 12 日～平成 30 年 3 月 31 日現在

No.	氏 名	推進本部役職	備 考
1	瑞慶覧長敏	本部長	市長
2	—	副本部長	副市長
3	山城 馨	本部員	教育長(H30.3.30 まで)
4	城間みゆき	〃	市民部長
5	仲里康治	〃	福祉部長
6	玉城 勉	〃	総務部長
7	知念哲雄	〃	企画部長
8	屋我弘明	〃	農林水産部長
9	森山紹司	〃	土木建築部長
1 0	新垣 聡	〃	議会事務局長
1 1	照喜名 強	〃	上下水道部長
1 2	當眞隆夫	〃	教育部長

5. 男女共同参画のあゆみ（年表）

※網掛け部分は南城市の動き

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県及び南城市の動き	
昭和 20 年 (1945)	・国際連合発足 ・国連憲章採択(国連憲章前文で「男女平等」をうたう)	・「改正選挙法公布」(婦人参政権)		
昭和 21 年 (1946)	・国連「婦人の地位委員会」設置	・第 22 回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文化)		
昭和 22 年 (1947)		・「日本国憲法」施行(男女平等が基本的人権)		
昭和 23 年 (1948)	・「世界人権宣言」採択	・日本国憲法施行・労働省発足、婦人少年局設置		
昭和 24 年 (1949)		・第 1 回婦人週間(4 月 10 日～16 日)主唱:労働省		
昭和 42 年 (1967)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
昭和 47 年 (1972)	・国連総会で 1975 年を国際婦人年とすることを宣言	・外務省が国際婦人年のための関係各省庁連絡会議を設置		
昭和 49 年 (1974)	・国連婦人の地位委員会で国際婦人年活動計画を採択			
昭和 50 年 (1975)	・国際婦人年(目標:平等・発展・平和) ・ILO 第 60 回総会「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」を採択 ・国際婦人年世界会議(於:メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の 10 年」(1976～1985)決定	・「婦人問題企画推進本部」設置(総理府) ・「婦人問題企画推進本部会議」開催 ・婦人問題企画推進室が業務開始 ・育児休業法の成立	・沖縄県婦人連合会が沖縄県に要請:男女平等・婦人の地位向上について	
国連婦人の十年(昭和五十一年～六十年)	昭和 51 年 (1976)	・「国連婦人の 10 年」初年度 ・ILO 事務局に婦人労働問題担当室が新設	・離婚復氏制度改正(民法の改正) ・育児休業法(女子教育職員、看護婦、保母等)の施行 ・婦人少年問題審議会「雇用における男女の機会均等と待遇の平等の促進に関する建議」を提出 ・労働省「第 1 回日本婦人問題会議」開催	・県労働商工部の「労政課」に婦人行政担当の専任職員配置 ・育児休業条例の制定 ・県内初女性県議会議員誕生
	昭和 52 年 (1977)	・ILO 第 63 回総会で看護職員ならびに勧告を採択	・「国内行動計画」策定(S52～S61) ・労働省「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」策定 ・国立女性教育会館開館 ・総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」を発表	・県婦人関係行政連絡会議設置 ・県婦人問題懇話会設置

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県及び南城市の動き
昭和 53 年 (1978)		・総理府「国内行動計画第1 回報告書―婦人の施策と 現状―」を公表	・沖縄県における婦人の生活実 態と意識の調査
昭和 54 年 (1979)	・第 34 回国連総会「女子差 別撤廃条約」採択	・法務省「相続に関する民法 改正要綱試案」を公表	・生活福祉部に青少年行政と婦 人行政を統合した「青少年婦人 課」を設置
昭和 55 年 (1980)	・「国連婦人の 10 年中間年」 世界会議（於：コペンハー ゲン） ・「国連婦人の 10 年後半期 行動プログラム」採択	・総理府「国内行動計画第2 回報告書―婦人の施策と 現状―」を発表 ・女子差別撤廃条約への署 名 ・総理府「国連婦人の 10 年 中間年全国会議」を開催 ・「民法」の一部改正（配偶者 相続分の引き上げ）	・「国連婦人の 10 年」中間年世 界会議参加 [22 人] ・「国連婦人年の 10 年」中間年 記念沖縄大会開催 ・「国連婦人の 10 年」記念第1回 沖縄県婦人国内研修（於：埼玉 県、東京都）
昭和 56 年 (1981)	・ILO 総会「男女労働者特に 家族的責任を有する労働 者の機会均等及び均等待 遇に関する条約」及び「同 勧告」を採択 ・「女子に対するあらゆる形 態の差別に関する条約」発 効	・「民法及び家事審判法の一部 を改正する法律」施行 ・婦人問題企画推進本部「婦 人に関する施策の推進の ための国内行動計画」後期 重点目標決定 ・労働省「バードバンク」の設 置を開始 ・法務省は法制審議会に国 籍法部会を設置	・沖縄県議会議長名で「婦人に 対するあらゆる形態差別撤廃 条約」早期批准に関する意見書 提出 ・県庁初の女性課長発令
昭和 57 年 (1982)		・労働省：男女平等問題専門 家会議「雇用における男女 平等の判断基準の考え方 について」報告 ・「国民年金法等の一部を改 正する法律」成立	
昭和 58 年 (1983)		・「婦人の生活と意識―国際 比較調査報告書」発表（他 国に比べて性別による役割 意識が強いことが示される） ・法制審議会国籍法部会「国 籍法改正に関する中間試 案」決定 ・婦人少年問題審議会婦人 労働部会「男女雇用平等法 審議」中間報告	・沖縄県知事名で内閣総理大臣 へ「婦人に対するあらゆる差別 の撤廃に関する条約」早期批准 について要望書提出 ・沖縄県婦人問題懇話会による 知事への提言
昭和 59 年 (1984)	・「国連婦人の 10 年 ESCAP 地域政府間準備会議」開催 （於：日本・東京）	・文部省「家庭科に関する検 討会議」報告書提出	・婦人問題解決のための沖縄県 行動計画策定 ・県2番目の女性課長・第1回婦 人海外研修「婦人の翼」実施
昭和 60 年 (1985)	・「国連婦人の 10 年」最終年 世界会議（於：ナイロビ） ・「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択	・国籍法の改正施行（父母両 系血統主義の採用） ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」制定 ・「国民年金法」改正（女性の 年金権を確立）	

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県及び南城市の動き
昭和 61 年 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部を拡充(構成を全省庁に拡大) ・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・「男女雇用機会均等法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の女性と男性の広場「あい」(広報誌)発行 ・「女性総合センターの早期建設について」婦人問題懇話会から知事へ提言 ・「農村婦人の翼」実施
昭和 62 年 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内旅行行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人団体連絡協議会結成(27 団体) ・「婦人の翼」の会結成
昭和 63 年 (1988)		<ul style="list-style-type: none"> ・週 40 時間労働制に向けての「労働基準法」の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けて女性の望ましい生き方のために」婦人懇話会から知事へ提言
平成元年 (1989)		<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改訂(高校家庭科の男女必修) 	
平成 2 年 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会拡大会議(於:オーストリア・ウィーン) ・国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		
平成 3 年 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)目標年度:平成 12 年度 ・「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国で2人目の女性副知事誕生 ・「沖縄県における婦人の生活実態と意識の調査」
平成 4 年 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣任命(河野洋平内閣官房長官) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部知事公室に女性政策室を新設 ・沖縄県女性行政推進本部設置
平成 5 年 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界人権会議」開催(於:ウィーン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校での家庭課の男女必修完全実施 ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)成立 ・地方交付税において、基準財政需要額に「男女均等推進対策」に要する経費が算出される。(平成5年度都道府県分) ・第4回世界女性会議日本国内委員会設置 ・「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画型社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン 21～」を策定 ・(財)おきなわ女性財団設立 ・沖縄県農山漁村女性に関する中長期ビジョン策定 ・「DEIGOプラン 21 推進月間」を設定 (DEIGOプラン 21 推進 10 市町村メッセージリレー)
平成 6 年 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋会議開催 ・国際人口・開発会議で「行動計画」を採択(於:エジプト・カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に係る普通地方交付税措置に女性問題対策推進費が追加 ・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」発足 ・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・「児童の権利に関する条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・県2人目の女性副知事誕生 ・DEIGOプラン 21 推進キャラバン ・第1回「女と男のフェスティバル」 ・人材リスト作成 ・女性問題アドバイザー設置

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県及び南城市の動き
平成 7 年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ・北京女性会議NGOフォーラム開幕 ・約 3 万 1 千人参加(日本から 5 千人) [8.30~9.8] ・第 4 回世界女性会議(於:北京)開催(190 カ国約 1 万 7 千人が参加)首席代表野坂浩賢女性問題担当大臣 ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO156 号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」批准 ・「育児休業法」改正 ・「女性のためのアジア平和国民基金」発足 ・「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催(総理府) ・農業者年金基金の一部改正法公布/農業経営の妻にも年金加入権) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県初の女性部長誕生 ・沖縄女性の 50 周年フォーラム ・第 4 回世界女性会議に県内から 70 名余の女性が参加 ・「戦後 50 年おきなわ女性のあゆみ」発刊
平成 8 年 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県女性総合センター(ついでに)開館
平成 9 年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働省婦人局婦人少年室や各都道府県の婦人少年室を女性局女性少年室に改称 ・「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「戦後 50 年おきなわ女性のあゆみ~21 世紀へのメッセージ」映像化
平成 10 年 (1998)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 18 回女性差別撤廃委員会開催(於:ニューヨーク) ・APEC 女性問題担当大臣会合開催(於:マニラ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 50 回「女性週間」(4 月 10 日~4 月 16 日)主唱:労働省 ・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法-男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり-」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画~DEI GOプラン 21~」改定 ・「戦後 50 年おきなわ女性のあゆみ~21 世紀へのメッセージ」映像化 ・「男女共同参画都市宣言」(那覇市)
平成 11 年 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCAP ハイレベル政府間会議開催(於:タイ・バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正労働法」施行 ・「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画促進を規程) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「被害者支援を考えるフォーラム」の開催 ・「米軍基地から派生する女性に関する諸問題調査事業」
平成 12 年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会・女性 2000 年会議(於:ニューヨーク) ・「政治宣言及び成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性と仕事の未来館」開館(労働省) ・「男女間における暴力に関する調査」(総理府) ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方策について」 ・「国の審議会における女性委員の登用について」決定 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方-21 世紀の最重要課題-」答申 ・「ストーカー行為規制法」の公布・施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おきなわ女性白書 2000」発行 ・知事公室「女性政策室」から「男女共同参画室」へ改称

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県及び南城市の動き
平成 13 年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法施行 ・中央省庁再編に伴い内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」を設置。(男女共同参画審議会を廃止) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の施行 ・第1回男女共同参画週間(6月23日～6月29日)男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動」について ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部施行(配偶者暴力相談支援センターを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」 ・「日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック」発行 ・平成12年度「沖縄県男女共同白書」発行 ・第3回世界のウチナーンチュ大会「女性フォーラム」開催 ・「沖縄県DV対策事業」(DVシンポジウム等開催):平成13年度からスタート
平成 14 年 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年世界会議」ESCAP 地域政府準備会議(東京)の開催 ・「APEC 第2回女性問題担当大臣会合」の開催:メキシコ・グアダハラ 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン21～」(第2次)策定 ・平成13年度「沖縄県男女共同参画白書」発行 ・配偶者暴力支援センター開設(県女性相談所) ・「沖縄県DV防止対策事業」実施
平成 15 年 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州協議会「第29回男女平等運営委員会」開催:フランス・ストラスブール ・国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)開催(韓国ソウル) 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律施行 ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布。施行 ・「えがりて」終刊150号:編集発行:内閣府男女共同参画局 ・「男女共同参画推進本部ニュース」第1号発刊 ・全国の行政相談委員5,000名中、123名の男女共同参画担当委員指名(総務省) ・日本初の女性知事誕生 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県男女共同参画推進条例制定・施行 ・県内初女性の空手道場主 ・沖縄県女性団体連絡協議会「35周年記念誌」出版
平成 16 年 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCAP(アジア太平洋地域経済社会委員会)開催:ESCAP 本部(タイ・バンコク) ・第48回国連婦人の地位委員会開催(於:ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定 ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用、登用の拡大等について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書とりまとめ ・「日本女性会議2005まつやま」開催・改正配偶者暴力防止法公布・施行 ・育児・介護休業法改正 ・「苦情処理ガイドブック」発行:内閣府男女共同参画局 ・2人目女性知事誕生 ・3人目女性知事誕生 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村の男女共同参画施策主要指標」作成

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県及び南城市の動き
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 49 回国連婦人の地位委員会 (CSW) - 「北京+10」開催 (於: ニューヨーク国連本部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正育児・介護休業法施行 ・少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」 ・男女共同参画基本計画 (第 2 次) 閣議決定 ・女性の学習国際フォーラム「災害と女性のエンパワーメント」を開催 ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」の改定 ・「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」作成 ・「市町村における男女共同参画の推進に関する事例集」発行: 内閣府男女共同参画局 ・4 人目女性知事誕生 (千葉県知事: 堂本暁子) ・「男女共同参画社会の形成の推進に関する事例集」発行: 内閣府男女共同参画局 ・「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」の中間整理」発行: 男女共同参画会議 ・初の男女共同参画担当大臣就任 (猪口邦子) (内閣府特命担当: 少子化・男女共同参画) ・「北京+10」記念シンポジウム開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画行政所管組織の変更 新: 文化環境部 平和・男女共同参画課 前: 総務部知事公室 男女共同参画室
平成 18 年 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 50 回国際婦人の地位委員会開催 (「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など) (於: ニューヨーク国連本部) ・第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合 (於: 東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定 ・少子化と男女共同参画に関する専門調査会「両立支援・仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 推進が企業等に与える影響に関する報告書」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者基本計画」策定 ・「女性問題懇話会」廃止、新たに「男女共同参画行政推進本部」設置 ・「沖縄県女性総合センター」を「沖縄県男女共同参画センター」に名称変更 ・4 町村 (佐敷町、知念村、玉城村、大里村) 合併により南城市誕生 ・『南城市男女共同参画社会をつくる懇話会』を設置

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県及び南城市の動き
平成 19 年 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 51 回国連婦人の地位委員会開催(「女兒に対するあらゆる形態の差別暴力撤廃」など)(於:ニューヨーク国連本部) ・第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合(於:インド・ニューデリー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県男女共同参画計画(後期)」(第 3 次)の策定
平成 20 年 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 52 回国連婦人の地位委員会開催(「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」など)(於:ニューヨーク国連本部) ・女子差別撤廃条約実施状況報告(第 6 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和推進室」設置 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 専門調査会 ・「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット」 ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ・基本問題専門調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」を策定
平成 21 年 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 53 回国連婦人の地位委員会開催(「HIV/AIDS のケア提供を含む男女間の平等な責任分担」など)(於:ニューヨーク国連本部) ・第 3 回東アジア男女共同参画担当大臣会合(於:韓国・ソウル) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV 相談ナビ」開設 ・「育児・介護休業法」改正 ・男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表 	
平成 22 年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 54 回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合開催 (於:ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申 ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申 ・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県配偶者等からの暴力防止および被害者支援基本計画」改定 ・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施
平成 23 年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称:UN Women)」正式発足 ・第 4 回東アジア男女共同参画担当大臣会合(於:カンボジア・シェムリアップ) 		<ul style="list-style-type: none"> ・所管部を文化環境部から環境生活部へ改組
平成 24 年 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 56 回国際婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択(於:ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍推進による経済活性化行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 4 次沖縄県男女共同参画計画-DEIGO プラン-」策定

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県及び南城市の動き
平成 25 年 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性活躍推進フォーラムの提言 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」の中間見直し
平成 26 年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 58 回国連婦人の地位委員会「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性が輝く社会』の実現が掲げられる」 	
平成 27 年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催（於：ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立 ・男女共同参画会議「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申 ・男女共同参画会議「第4次男女共同参画基本計画案について」答申 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施
平成 28 年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢志摩サミット開催（首脳宣言（女性の活躍推進は G7 の共通のゴール）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際女性会議 WAW！2016 開催 ・「育児・介護休業法」の改正（平成 29 年度 1 月施行） ・「女性活躍加速のための重点方針 2016」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・南城市事業主計画策定 ・南城市男女共同参画推進条例の制定
平成 29 年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 61 回国連婦人の地位委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進のための重点方針 2017」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・南城市男女共同参画都市宣言

6. 用語集

あ行

育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。

エンパワーメント

本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること、また、力をつけること。力とは、自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発信力など、自らの能力を発揮できる力を指す。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネットや携帯電話の回線を通じて、不特定多数の人との交流が出来るサービスのこと。

LGBT

L=レズビアン（女性同性愛者）、G=ゲイ（男性同性愛者）、B=バイセクシュアル（両性愛者）、T=トランスジェンダー（生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人のこと）の頭文字をとったもの。

沖縄県男女共同参画センターているる

沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として設置された施設。

啓発・学習、相談、情報提供、創造・発表、交流、自立促進等の拠点として施設を提供し、各種事業を推進することにより、女性問題の解決を図るとともに、男女がその個性と能力を十分に発揮し、平和で豊かな社会を共につくる男女共同参画社会の実現を目指している。

沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業

沖縄県では、一定要件を満たした企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業として認証を行っている。

家族経営協定

農業経営における家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、家族経営の近代化を図ろうとするもの。

くるみん企業

「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた企業を指す。認定を受けるには一定の基準を満たしたうえで、申請を行う必要がある。さらに進んだ取り組みをしている企業は「プラチナくるみん」の認定を受けることができる。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定化してしまう考え方や意識のこと。これは、生活上の役割というよりも、男性優位の関係をつくりあげる背景となっていることから、男女共同参画問題を考えるうえでのキーワードであり、また、「男らしさ、女らしさ」も、この意識に基づく役割への期待が反映されていると言われている。

参画

社会の様々な場に、単に「参加」するだけではなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定の場に関わること。

シェルター

暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者の一時保護や相談への対応、自立に向けたサポートなど、DV被害者に対する様々な援助を行っている。

ジェンダー

生まれる前に決定されている生物学的な性「セックス (sex)」に対して、社会的・文化的に形成された性差のこと。また、「女だから」、「男だから」や「男は仕事、女は家庭」などのように男女別に期待される役割やイメージのこと。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)

ジェンダー関連 4 機関である「ジェンダー問題事務総長特別顧問室 (OSAGI)」、「女性の地位向上部 (DAW)」、「国連婦人開発基金 (UNIFEM)」、「国際婦人調査訓練研修所 (INSTRAW)」を統合した新たな機関として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)」が 2011 年 1 月に発足。国連改革の課題の一環として UN Women の設立は実現され、より大きな効果をもたらすために 4 機関の財源及び権限が統合された。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしている。

女子差別撤廃条約

正式名は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置を取ることを求めている。

女性に対する（あらゆる）暴力

1993年に国連が採択した「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」を、肉体的、精神的、性的、心理的損害や苦痛を生じさせる性に基づくあらゆる暴力行為と定義づけている。

一般には、「夫・パートナーからの暴力」「性犯罪」「売買春」「セクシャル・ハラスメント」「ストーカー行為」等が挙げられる。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年8月に成立した法律。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国、地方公共団体、常時雇用する労働者が301人以上の民間企業等）に義務づけられている。

ストーカー行為

同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと。

ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

正式名は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。平成12年11月に施行され、直近では平成25年に法改正が行われた。

この法律による規制の対象となるのは、「つきまとい等※」と「ストーカー行為」（上記参照）。

【※つきまとい等】

ストーカー規制法（下記参照）における「つきまとい等」とは、恋愛感情などの好意の感情や、その感情が満たされなかったことへの恨みの感情を満足させるため、次の1から8の行為を行うことをいう。

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 1. つきまとい・待ち伏せ・押しかけ | 2. 監視していると告げる行為 |
| 3. 面会・交際などの要求 | 4. 乱暴な言動 |
| 5. 無言電話・連続した電話・ファクシミリ・電子メール | |
| 6. 汚物などの送付 | 7. 名誉を傷つける |
| 8. 性的羞恥（しゅうち）心の侵害 | |

世界女性会議

女性の地位向上を目的として、国連主催の下に開催される会議。国際学際女性会議とも呼ばれる。

第1回世界女性会議は、国連が定めた「国際婦人年」の1975年にメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択、第2回はコペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界女性会議」として開催、女性の人権宣言ともいえるべき「女子差別撤廃条約」の署名式が行われた。第3回はナイロビ、第4回は中国で開催された。

セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること。男女雇用機会均等法により事業者はその対策が義務付けられている。（厚生労働省HPより）

セクシャル・マイノリティ（性的マイノリティ）

性的少数派という意味で、一般的に同性愛者（レズビアン・ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、半陰陽者（インターセクシャル）、トランスジェンダー（性同一性障害を含む）などが含まれる。

た行

男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。

男女共同参画社会基本法

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。

男女混合名簿

男女を性別で区別せず、あいうえお順や生年月日順等によって並べられた名簿のこと。男女を性別ごとに分ける「男女別名簿」は「男は先・主・優」「女は後・従・劣」という意識を生み出す原因となっているとの指摘があり、男女平等教育を推進するため、「男女混合名簿」を導入する学校が増加している。

テレワーク

情報通信機器等を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くことができる形態を指す。育児や介護など、個々人の事情に応じながら、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現する働き方として期待される。テレワーキング、リモートワークとも呼ばれる。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれる。一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、人権を著しく侵害する重大な問題である。

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

正式名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。平成13年10月に施行され、直近では平成25年に法改正が行われた。配偶者からの暴力とは、「配偶者（事実婚、元配偶者を含む）や恋人など、親しい関係にある（または、親しい関係にあった）人から受ける身体的、精神的な暴力」を指し、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動の制限などの社会的暴力も含むとされている。

第10条で、保護命令（接近禁止命令、退去命令など）について規定しており、命令に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金も定められている。

は行

配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努力義務が定められている。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介・カウンセリング・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う。

バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建築内の段差をなくすなど物理的な障害を除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味に受けとめられ、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味で用いられる。

パートタイム労働法

正式名は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。適正な労働条件の確保および教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを講じることによって、パートタイム労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように定めた法律。

フェミニズム

男女同権を実現し、性差別のない社会をめざして、女性の社会的・政治的・経済的地位の向上と性差別を払拭する思想。

フレックスタイム

自由な時間に出・退社し、所定の時間数を勤務する制度。出社・勤務していなければならぬ拘束時間帯（コアタイム）を設けることもある。1987年（昭和62）の労働基準法改正で法制化されている。自由勤務時間制、変形労働時間制とも呼ばれる。

ポジティブ・アクション（積極的改善処置）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関わる男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」としている。

ま行

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。職場における母性健康管理や母性保護の措置にはいろいろなことがあり、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いが法律で禁止されている（男女雇用機会均等法第9条関係）。法律では、「事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後の休業の取得、妊娠中の時差通勤など男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や深夜業免除など労働基準による母性保護措置を受けたことなどを理由として、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。」としている。

メディア・リテラシー

メディア（新聞・テレビ・ラジオ・インターネットなどの情報媒体）から情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

ら行

ライフサイクル

人生の経過を円環に描いて説明したもの。発達心理学者のエリック・H・エリクソンが人生を幼児期・青年期・老年期と全部で8つの段階に分け、それぞれで解決すべき課題（発達課題）があるとした。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権のひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く議論されている。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

日本語では「仕事と生活の調和」と訳される。子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間など、個人が健康で豊かな時間を持ち生活ができるよう、個々のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方。